

第36期栃木県社会教育委員会議報告 「多様な人々が共に学び合う社会教育の推進方策について」【概要版】

計画・答申	<ul style="list-style-type: none"> 第10期中教審生涯学習分科会における議論の整理 第11期中教審生涯学習分科会における議論の整理 第4期教育振興基本計画 	課題	多文化共生・社会的包摂の実現 ・地域の多様な人たちが相互に理解し合い共生できる環境の醸成が必要 ・様々な理由で困難を抱える人たちに対し、社会教育における学習機会の拡充が必要	地域・家庭を取り巻く環境の変化 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、生活様式や地域社会における人々の関係性が変化 ・多様な主体が連携・協働し、共に学び合い、交流する機会の創出が必要	Society 5.0に向けた生涯学習・社会教育の推進 ・時間的・空間的な制約を超えた学びなど、新しい技術を活用し、誰もが参加できる様々な学びの充実が必要
	<ul style="list-style-type: none"> 栃木県教育振興基本計画2025ーとちぎ教育ビジョンー 栃木県生涯学習推進計画六期計画 				

全国・本県の状況	1 困難を抱える人々を取り巻く状況			2 青少年の体験活動の実態 家庭の経済状況が子どもの体験格差に影響
	【子ども・若者】 ・ひとり親世帯の貧困率が高い ・不登校児童生徒数の増加 ・ひきこもり、児童虐待など	【保護者・家庭】 ・ひとり親家庭数の増加、経済的困窮、孤立など	【外国につながる人】 ・日本語習得に困難がある者と地域のつながり不足 ・多文化共生への理解不足	
「つながり」の不足と「つながり」へのニーズ				

調査	共生社会の実現に向けた県民の学びの実態に関する調査		
	参加者が主体となる活動づくり 学習者のニーズに応じた学習機会を提供することが望ましい。	多様な人々が参加しやすくなる仕組み 学習者の状況に応じて、ICT等も活用した学習機会を提供していくことが望ましい。	関係機関等との連携 全ての学習者に十分な学習機会や学習情報が届くよう、関係機関等が連携していくことが望ましい。

社会教育の目標、方向性と推進方策	【目標1】学びの機会を通じた居場所づくりの推進 参加者の参画を得て、多様な主体との連携・協働を推進しながら、学びの機会を通じた居場所づくりを進めていく。	【目標2】社会的包摂に配慮した体験活動の機会の充実 置かれた状況にかかわらず、誰もが参加できる体験活動の機会を充実していく。また、体験活動を通して様々な人々の交流を生み出していく。	【目標3】人、組織、情報のネットワーク形成 ICTの活用も考慮しながら、人、組織、情報をつなげる取組を推進し、ネットワークを形成していく。
------------------	--	--	---

【取組の基盤】多様な人々の学びと活動を活性化する人づくり		
(1) 調整役を担う人材の養成 (2) 多様な人々への理解を深める学習機会の充実と協力者の育成		
【方向性1】ふれあい学習の推進 (1) 「ふれあい学習」を通じた地域における居場所づくりの推進 (2) 「ふれあい学習」の周知と拡充 (3) 地域学校協働活動の推進	【方向性2】体験活動の機会の充実 (1) 誰もが参加できる体験活動プログラムの作成 (2) 全ての人々の読書活動の推進 (3) 地域における様々な体験活動の充実	【方向性3】多様な主体間の連携・協働の強化ときめ細かな支援の充実 (1) 家庭教育支援チームの設置の推進と取組の充実 (2) 関係者の連携・協働体制の構築 (3) 学習者のネットワークの構築

生涯学習・社会教育を基盤とした、誰一人として取り残されることなく生きがいを感じることでできる包括的な社会の実現

社会教育の方向性と推進方策

多様な人々の学びと活動を活性化する人づくり	(1) 調整役を担う人材の養成	「ふれあい学習」の推進	① 「ふれあい学習」を通じた地域における居場所づくりの推進 市町や社会教育関係団体等がこれまで取り組んできた活動を尊重しつつ、研修等を修了した調整役と連携して多様な人々の参画を得ながら、公民館等の社会教育施設などを拠点に、ふれあい学習（学習活動・交流活動・体験活動）を通じた居場所づくりを推進していく。 ② 「ふれあい学習」の周知と拡充 これまで教育事務所単位で行ってきた「ふれあい学習」ネットワークや情報誌の発行等を強化して積極的な情報発信を行い、「ふれあい学習」の普及啓発と取組の拡充を図る。また、表彰制度等を通して、「ふれあい学習」を推進する人々の活躍を応援していく。 ③ 地域学校協働活動の推進 研修の実施やコーディネーター等の活動支援、コミュニティ・スクールや地域学校協働本部等の体制整備の支援を通して、本県が推進してきた「ふれあい学習」を基盤とした取組である地域学校協働活動を一層充実させていく。
	(2) 多様な人々への理解を深める学習機会の充実と協力者の育成	体験活動の機会の充実	① 誰もが参加できる体験活動モデルプログラムの作成 経済状況、言語、障害等の課題にかかわらず、誰もが体験活動に参加できるように、困難を抱えた人々の意見を反映しながら新たな体験活動モデルプログラム（手引き）を開発する。開発に当たっては、県立の青少年教育施設を活用し、その効果を検証していく。 ② 全ての人の読書活動の推進 令和6（2024）年3月に策定された「栃木県読書活動推進計画」に基づき、障害のある人も含めた全ての人が読書活動を通じて学ぶ機会を推進していく。 ③ 地域における様々な体験活動の充実 県が実施する「とちぎ子どもの未来創造大学」等の関係機関・団体等と連携した体験活動の機会を充実させるとともに、講座作りや連携方法等の事業成果を発信し、市町や社会教育団体、NPO法人等が様々な体験活動を実施できるよう支援していく。
		多様な主体間の連携・協働の強化と きめ細かな支援の充実	① 家庭教育支援チームの設置の推進と取組の充実 地域の多様な人材で構成される家庭教育支援チームの設置により、福祉部局と連携して家庭教育に関わる問題の発生予防や早期発見につなげるとともに、家庭教育オピニオンリーダーのような地域人材と保護者をつなぎ、きめ細かな家庭教育支援の充実を図る。 ② 関係者の連携・協働体制の構築 様々な会議、研修会、交流会等を通じて情報を共有し、必要な取組について協議することを通じて、関係機関・団体間や支援者間の連携・協働体制づくりを推進していく。また、情報提供における連携も推進していく。 ③ 学習者のネットワークの構築 社会教育における学習活動、交流活動、体験活動を通して、同じ目的で集まった多様な人々のつながりづくりを支援する。特に、ICTを活用して多様な人々が参加しやすい学習の場づくりを推進していくとともに、オンラインの学習の場でのつながりづくりに配慮する。
	(1) 調整役を担う人材の養成		本県が推進してきた「ふれあい学習」を通して、誰もが分け隔てなく参加できる学びと活動の場づくりを推進していく。 ※「ふれあい学習」 家庭や地域の教育力の向上に資する取組
			多様な人々の参画を得ながら学習活動、交流活動、体験活動を推進していくため、県が実施している各種研修を引き続き積極的に実施していくとともに、社会教育士の称号の取得を奨励していくことで、調整役を担うことのできる人材を養成していく。
			生涯学習・社会教育における学習機会の充実を図り、社会全体で多様な人々への理解を深めるとともに、困難な状況下に置かれた人が支援や援助を必要とするときにその課題解決をサポートする協力者の育成を図る。
(2) 多様な人々への理解を深める学習機会の充実と協力者の育成		自然体験、生活体験、職業体験等の体験活動の機会の充実を図るとともに、誰もが参加できる体験活動を通じた学びの場が県内に展開されるよう、県立の青少年施設を活用したモデル事業を実施し、得られたノウハウを波及する。	
		多様な人々が共に学び合う環境を醸成するため、困難を抱える人々へのきめ細かな支援を充実させるとともに、関係者が連携・協働できる体制整備や、情報提供における連携を強化する。	
		生涯学習・社会教育における学習機会の充実を図り、社会全体で多様な人々への理解を深めるとともに、困難な状況下に置かれた人が支援や援助を必要とするときにその課題解決をサポートする協力者の育成を図る。	

多様な人々が共に学び合う
社会教育の推進方策について
～報告～

第 36 期栃木県社会教育委員会議

令和 6 (2024) 年 3 月

目次

はじめに.....	1
第1 テーマ設定の趣旨	2
1 社会を巡る状況.....	2
2 生涯学習・社会教育を巡る状況.....	2
3 第36期栃木県社会教育委員会議のテーマの設定.....	3
第2 テーマに係る全国及び本県の状況について.....	4
1 困難を抱える人々を取り巻く状況について.....	4
2 青少年の体験活動の実態について.....	6
第3 共生社会の実現に向けた県民の学びの実態に関する調査結果.....	9
1 調査の目的・方法等.....	9
2 調査結果から見えた主な特徴.....	10
3 調査結果のまとめ.....	16
第4 今後の社会教育の目標、方向性と具体的な推進方策.....	18
1 今後の目標.....	18
目標 1 学びの機会をとおした居場所づくりの推進.....	18
目標 2 社会的包摂に配慮した体験活動の機会の充実.....	18
目標 3 人、組織、情報のネットワークの形成.....	19
2 取組の基盤：多様な人々の学びと活動を活性化する人づくり.....	19
3 今後の方向性.....	21
＜方向性1＞ 「ふれあい学習」の推進.....	21
＜方向性2＞ 体験活動の機会の充実.....	25
＜方向性3＞ 多様な主体間の連携・協働の強化ときめ細かな支援の充実.....	27
おわりに.....	31
審議経過.....	32
第36期社会教育委員名簿.....	33
資料編 共生社会の実現に向けた県民の学びの実態に関するアンケート調査結果概要.....	34

はじめに

第36期栃木県社会教育委員会議では、第35期栃木県社会教育委員会議の報告内容を踏まえ、様々な理由で困難を抱えている親、子ども・若者、外国につながる人たちが分け隔てなく参加できる社会教育の推進のためには、何が必要で、どのような取組が考えられるかを協議の視点とし、

- ・多文化共生や社会的包摂の実現に向けた学びに関する課題
- ・多様な人々が学習の場へ主体的に参加する上での課題
- ・課題解決に向けた取組を行う人材の活躍や連携
- ・関係機関や行政の果たす役割や取組

を中心に、令和3(2021)7月より3年にわたり議論を重ねてきた。

議論では、困難を抱える人々が社会とつながり、困難を乗り越える力を身に付け、安心して暮らすことができる環境づくりのための具体的な方策等について、各委員の知見に基づく様々な提案が出された。その結果、社会教育の推進をとおした多様な人々が共に学び合うことのできる地域社会の実現のための目標を

- 1 学びの機会をとおした居場所づくりの推進
- 2 社会的包摂に配慮した体験活動の機会の充実
- 3 人、組織、情報のネットワーク形成

に整理し、目標を達成するために、全ての方策を推進する上での基盤となる「人づくり」を取組の基盤に据え、困難を抱えた人々も含めた誰もが分け隔てなく学習や交流の場へ参加できる社会づくりのための方向性（集団へのアプローチ）を方向性1及び2に、困難を抱えた人々へのきめ細かな支援を実現するための方向性（対象へのアプローチ）を方向性3にまとめた。

本会議の審議に当たっては、民生委員・児童委員、人権擁護委員や社会福祉法人等をはじめ、県・市町の関係各課や関係団体等の御協力のもとアンケート調査を行い、社会教育における学びの実態や学習機会を提供・支援する人の課題意識などについて、貴重な御意見や情報を得ることができた。報告書の作成に御尽力いただいた関係各位に御礼を申し上げる次第である。

本報告書が、本県社会教育の推進に寄与することを切に願い、審議結果を以下のとおり報告する。

第36期栃木県社会教育委員会議 議長
青木 章彦

第1 テーマ設定の趣旨

1 社会を巡る状況

第36期栃木県社会教育委員会議期間中には、これまで経験したことがない感染症の感染拡大が発生し、さらには情報化、国際化、少子高齢化が急激に進行するなど、多様で複雑な社会の課題が顕在化している。このような中、困難を抱える家庭や子どもたち、外国につながる人々¹、障害のある人々や社会的に孤立しがちな若者や高齢者などへの支援の必要性が高まっている。

平成27(2015)年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」では、2030年を年限とし、誰一人として取り残さずに、持続可能な世界を実現することが掲げられている。日本においては、策定されたSDGs実施指針(SDGs推進本部 平成28(2016)年12月決定、令和元(2019)年12月及び令和5(2023)年12月一部改訂)で、優先的に進める分野の一つに「あらゆる人々が活躍する社会の実現」が挙げられている。

2 生涯学習・社会教育を巡る状況

平成30(2018)年12月の中央教育審議会答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」では、今後、より多様で複雑化する課題に向き合いながら、一人一人がより豊かな人生を送ることができる持続可能な社会づくりを進めるためには、学びを通じて個人の成長を期するとともに、他者と学び合い認め合うことで相互のつながりを形成していくという特徴を持った社会教育を更に振興し、より多くの住民の主体的な参加を得て、多様な主体の連携・協働と幅広い人材の支援により行われる「開かれ、つながる社会教育」へ進化を図る必要があると指摘されている。

また、令和2(2020)年9月に公表された第10期中央教育審議会生涯学習分科会議論の整理では、誰一人として取り残されることなく生きがいを感じることでできる包摂的な社会の実現に向けて、学びを通じて人々の生命や生活を守る「命を守る」生涯学習・社会教育という視点が打ち出された。

令和5(2023)年4月には「こども基本法」が施行された。「こども基本法」は、次代を担う全ての子どもが、子どもの心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、将来にわたって幸福な生活ができる社会の実現を目指し、子どもに関する施策を総合的に推進することを目的に制定された法律である。

さらに、令和5(2023)年6月には第4期教育振興基本計画が閣議決定された。新たな計画では、2040年以降の社会を見据えた教育政策における総括的な基本方針として

¹ 外国につながる人々

困難を抱えている人の中には、自身が外国籍である場合だけでなく、家族に外国籍の親がいる場合なども考えられる。そのため本会議では「外国につながる人」と表現し、外国人だけでなく、その周囲の人とも合わせて対象として協議を行った。

「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が掲げられた。未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材を育てること、また、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてウェルビーイング²を向上させることが方針として示された。

様々な理由で困難を抱えている人たちの中には、人とのつながりのなさ、時間的・経済的な余裕のなさ等の理由から、自ら学習や交流の場に出向くことが難しい人もおり、地域で展開される教育活動との関わりの希薄化が懸念される。

包摂的な社会の実現に向けた課題解決においては、福祉、労働、医療等の専門性が求められるが、併せて、他者への理解促進や日常的な助け合い、多様な人々の活躍の場の設定など、地域の関わりが重要であり、そこに生涯学習・社会教育の果たすべき役割がある。

3 第36期栃木県社会教育委員会議のテーマの設定

第35期栃木県社会教育委員会議では、「人生100年時代、働き方改革等の社会の変化に対応した社会教育の推進方策について」「障害者の学びを支援する社会教育の推進方策について」をテーマとした協議を行い、主に労働者・高齢者、及び障害者の学びを支援する社会教育の推進方策について報告したところである。

第36期栃木県社会教育委員会議においては、上記報告の内容を踏まえ、様々な理由で困難を抱えている、親、子ども・若者、外国につながる人を対象とし、「多様な人々が共に学び合う社会教育の推進方策について」をテーマとして検討を深めることとした。

² 第4期教育振興基本計画（令和5（2023）年6月16日閣議決定）では、ウェルビーイングについて「ウェルビーイングとは身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である。ウェルビーイングの捉え方は国や地域の文化的・社会的背景により異なり得るものであり、一人一人の置かれた状況によっても多様なウェルビーイングの求め方があり得る。」と述べられている。

第2 テーマに係る全国及び本県の状況について

1 困難を抱える人々を取り巻く状況について

(1) 子ども・若者を取り巻く状況

子ども・若者が抱える困難な状況には経済的な困窮、いじめ、不登校、ひきこもり、障害、虐待などがあり、非常に多様である。

経済的な困窮の状況を見ると、平成30(2018)年の全国の子どもの貧困率は14.0%、特に子どもがいる現役世帯のうちひとり親世帯の貧困率は48.3%と高い水準にある³。

いじめ、不登校の現状を見ると、令和4(2022)年度の本県のいじめの認知件数は5,372件、同年度の国公立小・中学校及び高等学校における不登校児童生徒数は6,383人であり、前年度から1,192人増加した⁴。

ひきこもりに関しては、内閣府が実施した調査⁵によると、全国の15～39歳において広義のひきこもり群⁶が占める割合は、平成27(2015)年の1.57%から令和4(2022)年には2.05%に上昇しており、ひきこもり状態にある若者は増えている。

また、本県の小中学校に設置されている特別支援学級に在籍する児童生徒数は、令和5(2023)年5月1日現在で5,795人⁷、県児童相談所における児童虐待相談対応件数は、令和4(2022)年度において1,627件⁸となり、前年より増加した。

(2) 保護者・家庭を取り巻く状況

本県の世帯数は、昭和60(1985)年の約52万2千世帯から平成27(2015)年の約76万2千世帯へと増加しているものの、平成27(2015)年には「単独世帯」、「夫婦のみ世帯」、「ひとり親と子ども世帯」が占める割合が57.7%まで増加し、1世帯当たりの人員は減少傾向にある。特に、ひとり親家庭数は年々増加しており、平成27(2015)年度には、12,087世帯となっている⁹。

ひとり親世帯の経済状況を全国の調査¹⁰から見てみると、令和2(2020)年の母子世帯の平均年間収入(平均世帯人員3.18人)は373万円、父子世帯の平均年間収入(平

³ 厚生労働省「2019年 国民生活基礎調査の概況」によると、OECDの所得定義の新基準(可処分所得の算出に用いる拠出金の中に、新たに自動車税等及び企業年金を追加)に基づき算出した「相対的貧困率」は15.7%、「子どもの貧困率」は14.0%、「子どもがいる現役世帯」の世帯員は13.1%、そのうち「大人が一人」の世帯員は48.3%、「大人が二人以上」の世帯員は11.2%となっている。

⁴ 文部科学省「令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

⁵ 内閣府「生活状況に関する調査(平成30年度)」、「こども・若者の意識と生活に関する調査(令和4年度)」

⁶ 当該調査では「ふだんどのくらい外出しますか」という設問に対し、①自室からほとんど出ない、②自室からは出るが、家からは出ない、③近所のコンビニなどには出かける、④趣味の用事のみときだけ外出する、のいずれかを回答し、かつ、その状態となって6か月以上経つと回答した者を「広義のひきこもり群」と定義されている。

⁷ 栃木県教育委員会特別支援教育課「令和5(2023)年度栃木の特別支援教育」

⁸ 栃木県庁保健福祉部こども政策課公表資料による

⁹ 「とちぎ子ども・子育て支援プラン2020-2024」による

¹⁰ 厚生労働省「令和3年度 全国ひとり親世帯等調査」

均世帯人員 3.41人)は606万円であり、母子世帯は父子世帯より経済的な困窮状態にあることが分かる。同調査では、ひとり親世帯の悩み等についても調査しているが、母子世帯、父子世帯ともに最も困っていることとして「家計」を挙げている。また、父子世帯の45.2%が「悩みを相談する相手がいない」と回答している。

令和2(2020)年度の文部科学省委託調査では、子育てについての悩みや不安を「いつも感じる」、「たまに感じる」と回答した保護者の割合は69.8%で、性年代別にみると、20～30代の女性で「感じる(「いつも感じる」と「たまに感じる」の合計)」の割合が全体と比べて高く、また同居家族構成別に見ると、「ひとり親と子どもから成る世帯」で「感じる」と回答した割合が77.1%と、他の世帯と比べて高くなっている¹¹。

これらの結果から、経済的に困窮した状況にあり、子育てについての悩みや不安を感じながらひとりで子育てをしている家庭が多く存在していることが分かる。

(3) 外国につながる人を取り巻く状況

本県の人口は、平成17(2005)年12月の約202万人をピークに緩やかな減少傾向が続いている一方、日本で暮らしたり、働いたりする外国人の数は増加しており、令和4(2022)年12月末現在における外国人住民数は44,741人と過去最高となった¹²。

本県が、令和元年度に日本で暮らしたり、働いたりしている外国人を対象に行った調査¹³によると、日本語を話す力について「自分の考えをまとめて発言できる」と回答した人の割合は31.4%、「簡単な日常会話を話せる」と回答した人の割合は51.1%であった。同調査において、「日本語を話せる力」と「家族以外の人とのつきあいの度合」の関係を見ると、「友達のようにつきあう日本人がいる」と回答した人の割合は、「自分の考えをまとめて発言できる」と回答した人では56.6%であったのに対し、「簡単な日常会話を話せる」と回答した人では20.7%であった。また、「簡単な日常会話を話せる」と回答した人の20.7%は「家族以外の人とのつきあいは全くない」と回答した。

同調査では、日本人を対象にした調査も行っているが、当該調査結果によると、多文化共生を理解している県民は約4割であった¹⁴。

(4) 「つながり」に関する状況

新型コロナウイルス感染症の影響により、社会全体のつながりが希薄化し、人々のライフスタイルや考え方が変化する中で、孤独・孤立の問題が社会的な課題としてより一層顕在化していることが指摘されている。

¹¹ 令和2年度文部科学省委託調査「令和2年度『家庭教育の総合的推進に関する調査研究～家庭教育支援の充実に向けた保護者の意識に関する実態把握調査～』報告書」

¹² 栃木県国際課調べ

¹³ 栃木県国際課「令和元年度地域国際課実態調査」

¹⁴ 脚注9の調査において「多文化共生」という言葉の認知を聞いたところ、「言葉の意味も含め知っている」と回答した割合は44.1%であった(n=152)

令和4(2022)年度に内閣官房が実施した調査¹⁵によると、孤独の状況について、孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は4.9%、「時々ある」が15.8%、「たまにある」が19.6%となっている。孤独感を世帯構成別に見ると、孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合が最も高いのは、「ひとり世帯」で9.5%、次いで「二世帯世帯(ひとり親と子)」で6.5%であった。孤独感が「しばしばある・常にある」、「時々ある」又は「たまにある」と回答した人と、「決してない」又は「ほとんどない」と回答した人とで、現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事(回答割合の差をみると、「人間関係による重大なトラブル(いじめ・ハラスメント等を含む)」が最も大きく10.0ポイントとなった。また、「生活困窮・貧困」及び「家族間の重大トラブル(家庭内別居・DV・虐待を含む)」についても6.3ポイントと、差が大きい状況が見られた。

ここまでの現状を見ると、人々を取り巻く困難は非常に多様であり、困難な状況下に置かれた人々の多くが、社会的に孤立した状況にも同時に置かれていることが推察される。孤独・孤立の問題は今後ますます深刻化することが懸念されており、国では、日常の様々な分野で緩やかな「つながり」を築ける多様な「居場所」づくりを基本方針の一つとして、対策に取り組んでいる。

「つながり」づくりへのニーズもある。令和元(2019)年度に本県が県内の高校に在学する生徒を対象に行った調査¹⁶では、地域活動、ボランティア活動など社会活動について「積極的に何かしたい」または「できる範囲で何かしたい」と回答した人の割合が76.8%であった。また、県内の大学に在学する学生を対象にしたアンケート¹⁷では、地域活動、ボランティア活動など社会活動へ「積極的に参加したい」、「興味のある内容なら参加したい」及び「要請があれば参加したい」と回答した人の割合が80.5%であった。令和2(2020)年度の文部科学省委託調査¹⁸では、子育てに対する地域の支えの重要さは、「重要だと思う(「とても重要だと思う」と「やや重要だと思う」の合計)」が男女とも約7割と高くなっている。加えて、本県が外国人を対象に行った調査¹⁹では、「日常生活の中で、家族以外の人とおつきあひしたり、地域活動に参加したい」と回答した人の割合が77.3%あった。

2 青少年の体験活動の実態について

平成19(2007)年1月の中央教育審議会答申「次代を担う自立した青少年の育成に向けて」では、体験活動は主として「体験を通じて何らかの学習が行われることを目的として、体験する者に対して意図的・計画的に提供される体験」と定義されている。平成

¹⁵ 内閣官房孤独・孤立対策担当室「令和4年人々のつながりに関する基礎調査結果」

¹⁶ 栃木県総合政策課「令和元年度これからの“とちぎ”づくりに関する高校生意向調査」

¹⁷ 栃木県総合政策課「令和元年度就職や結婚観などに関する大学生アンケート」

¹⁸ 令和2年度文部科学省委託調査「令和2年度『家庭教育の総合的推進に関する調査研究～家庭教育支援の充実に向けた保護者の意識に関する実態把握調査～』報告書」

¹⁹ 栃木県国際課「令和元年度地域国際課実態調査」

25(2013)年1月の中央教育審議会答申「今後の青少年の体験活動の推進について」では、「体験活動は教育的効果が高く、幼少期から青年期まで多くの人とかかわりながら体験を積み重ねることにより、『社会を生き抜く力』として必要となる基礎的な能力を養うという効果があり、社会で求められるコミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性、チャレンジ精神、責任感、創造力、変化に対応する力、異なる他者と協働したりする能力等を育むためには、様々な体験活動が不可欠である」と述べられている。本報告の対象である子ども・若者が困難に対して柔軟に対応し、乗り越えていく力を身に付けるためにも体験活動は重要であり、子ども・若者が十分な体験活動の機会を得ることが必要である。

そこで、令和元(2019)年度に国立青少年教育振興機構が実施した調査²⁰から、青少年の体験活動の実態を見てみると、子どもの自然体験は、2010年代を通じて、一部にやや減少傾向が見られた。また、家庭の経済的状況と子どもの体験活動の関係では、世帯年収が大きくなるほど子どもの自然体験は多くなる傾向が見られた。さらに世帯年収と、公的機関や民間団体が行う自然体験活動に関する行事や、家族や友達と行う自然体験活動への一年間の参加状況についてクロス集計を行った結果では、「児童館や公民館などの公的施設」が行う自然体験活動に関する行事への参加割合は世帯年収200万円以上400万円未満、「PTA・自治会・町内会などの地域の団体」への参加割合は世帯年収400万円以上600万円未満、「子ども会やスポーツ少年団などの青少年団体」への参加割合は世帯年収600万円以上800万円未満、「スポーツクラブや学習塾」への参加割合は、世帯年収が1,200万円以上の保護者で最も大きかった。(図1)

²⁰ 国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する意識調査（令和元年度調査）」

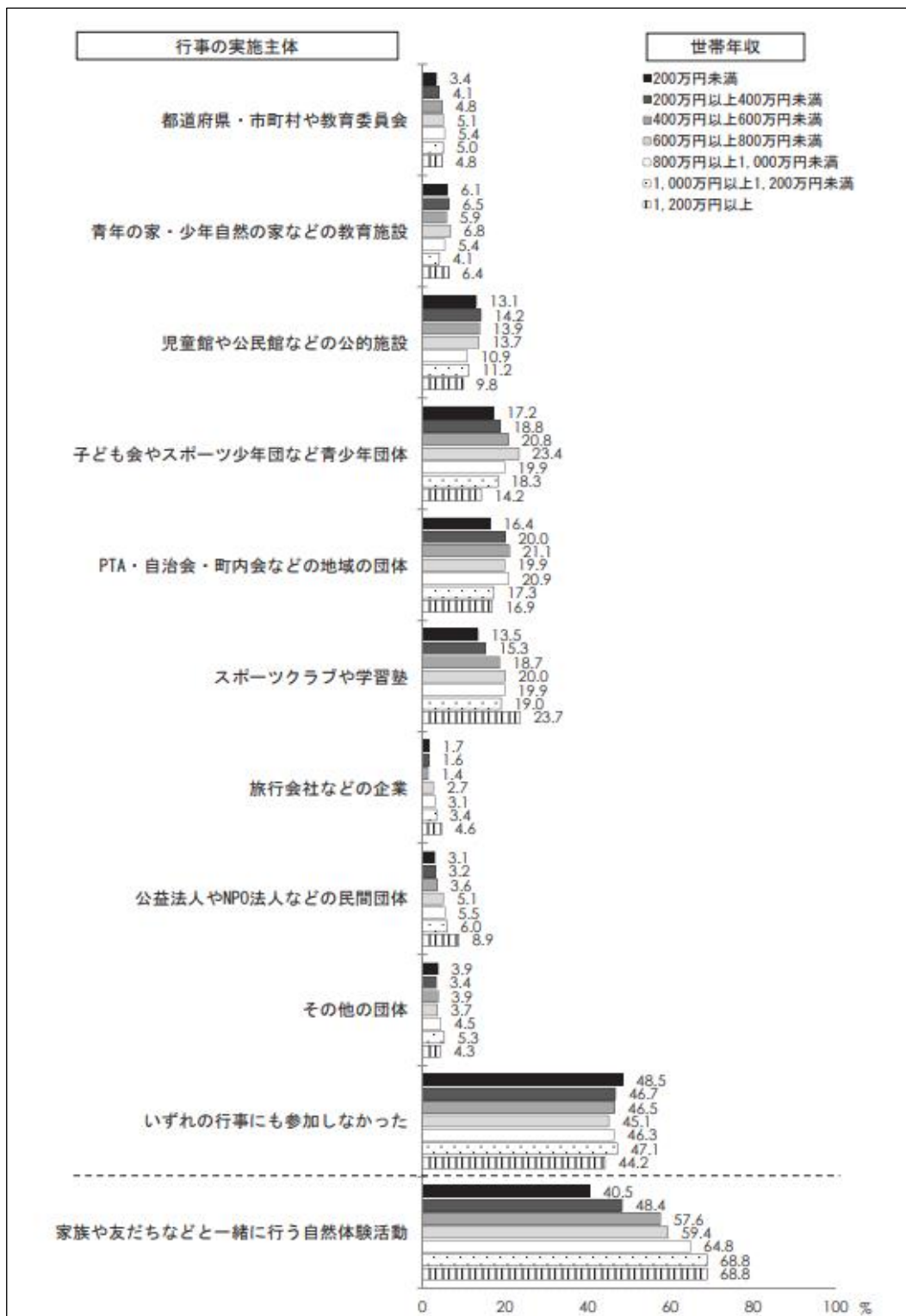


図1 自然体験活動に関する行事等に参加した割合（世帯年収別）
 （出典：国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する意識調査（令和元年度調査）」）

第3 共生社会の実現に向けた県民の学びの実態に関する調査結果

第36期栃木県社会教育委員会議では、困難を抱えた人々の学びの実態を把握するため、以下の調査を行った。

1 調査の目的・方法等

(1) 調査の目的

年齢や性別、障害の有無、国籍、所得等にかかわらず、全ての人々が共に認め合い、自らを高め合いながら暮らすことのできる共生社会の実現のためには、教育や福祉を中心とした多様な立場の関係者が連携し、社会と孤立しがちな人や生きづらさを抱えた人が社会とつながるきっかけや学習機会をつくる必要がある。

そこで、それらの人々の社会教育における学びの実態や学習機会を提供・支援する人の課題意識などを知るための調査を行い、教育と福祉が連携した学習機会の提供や多様な主体と連携した支援の方策について考察する。

(2) 調査概要

ア 調査対象

社会と孤立しがちな人や生きづらさを抱えた人など（以下「学習者」という。）の抱えている課題や困難等に対する相談・助言・援助などの支援、学習機会の提供に関わりがある方（以下「支援者」という。）

イ 調査期日

令和4(2022)年11月28日(月)～12月16日(金)

ウ 調査方法

オンラインアンケート（オンラインでの回答が難しい場合、FAX等で事務局に回答票を送付）

エ 調査項目

・支援者の取組に関すること（5問）

オ 学習者の学びの状況や課題に関すること（7問） 標本数

229件（依頼数560件、回答率40.9%）

（内訳）・民間機関や団体の職員 ²¹	71件（依頼数136件、回答率52.2%）
・支援員、ボランティア ²²	54件（依頼数125件、回答率43.2%）
・公的機関職員 ²³	40件（依頼数137件、回答率29.2%）
・社会教育施設職員 ²⁴	64件（依頼数162件、回答率39.5%）

²¹ 本調査における「民間機関や団体の職員」とは、主にNPO法人や社会福祉法人の職員の方々である。

²² 本調査における「支援員・ボランティア」とは、主に各市町の主任児童委員、人権擁護委員の方々である。

²³ 本調査における「公的機関の職員」とは、主に各市町の児童福祉課職員、県の相談機関職員の方々である。

²⁴ 本調査における「社会教育施設の職員」とは、主に各市町の公民館職員の方々である。

2 調査結果から見た主な特徴

調査結果から見た主な特徴をいくつかまとめた。

(1) 学習に関する情報の入手方法

学習者がどのような方法であれば学習に関する情報を得やすいと思うかについて質問したところ、「SNS」や「Webサイト」など、インターネットを活用した方法と回答した割合が高かった。

支援者の立場別に回答を見ると、社会教育施設職員では、他の回答者群と比較して「相談支援機関」の選択が低く、「市町の広報誌」が高い傾向にあった。(図2)

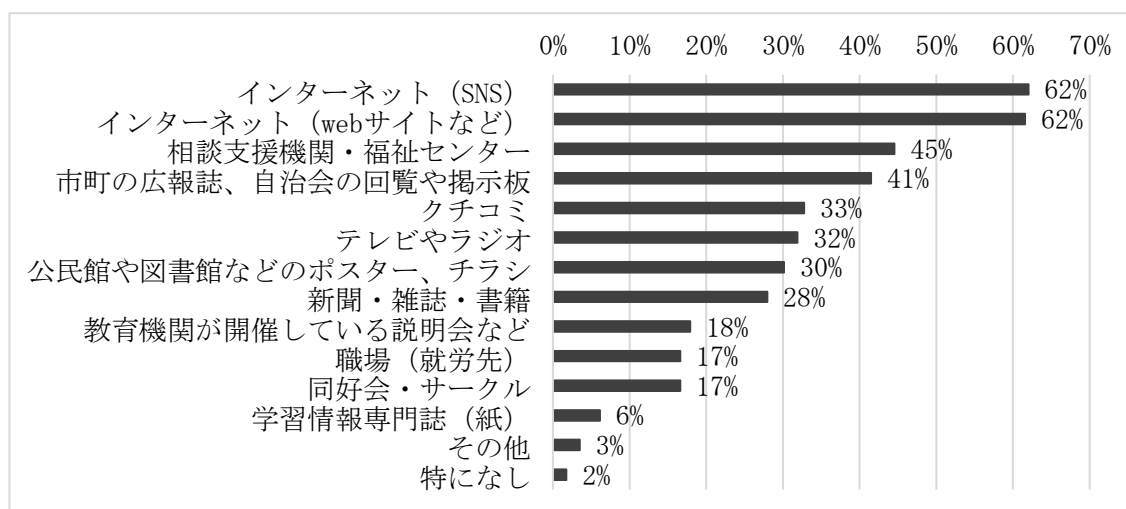


図2 学習者が学習に関する情報を入手する方法 (n=229、複数回答)

(2) 学習のニーズ

学習者がどのような学習であれば参加したいと感じたり、学習の必要性を感じたりすると思うかについて質問したところ、「仲間づくり」と「余暇・レクリエーション活動」と回答した割合が高く、60%以上の回答を得た。(図3-1)

なお、支援者の属性別に回答を比較したところ、社会教育施設の職員は「健康の維持・増進、スポーツ活動」及び「文化芸術活動」と回答した割合が高く、民間機関・公的機関の職員は、「社会生活に必要な知識・スキルに関する学習」「職業生活に必要な知識・スキルに関する学習」と回答した割合が高い傾向が見られた。

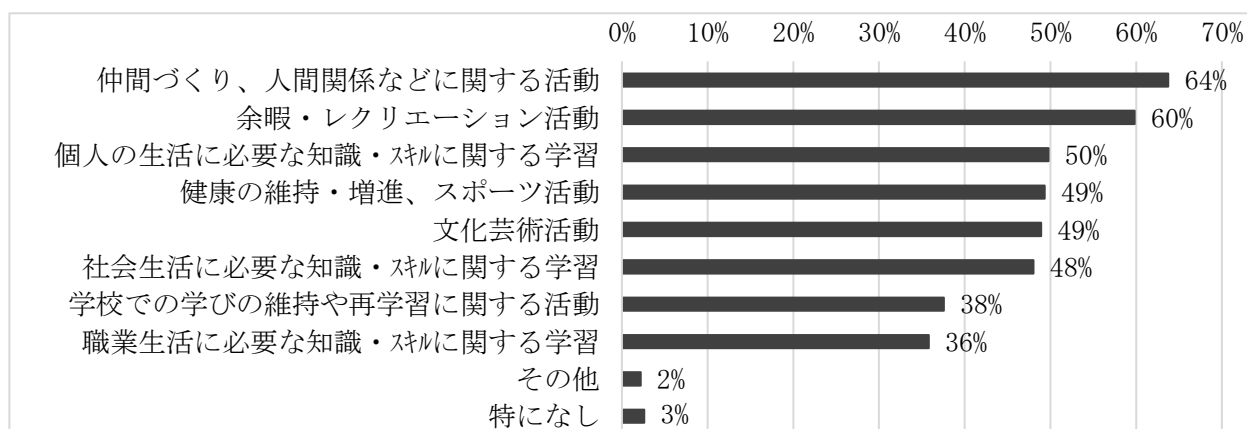


図3-1 学習者の学習のニーズ (n=229、複数回答)

学習者の属性と学習のニーズとの関係を見ると、「余暇・レクリエーション活動」へのニーズはどの属性も回答した割合が高い傾向にあった。

学習者が「青年」の場合、「社会生活に必要な知識・スキルに関する学習」や「職業生活に必要な知識・スキルに関する学習」と回答した割合が全体に比べ高くなっている。

学習者が「子ども」の場合では、「社会生活に必要な知識・スキルに関する学習」「職業生活に必要な知識・スキルに関する学習」と回答した割合は比較的低く、「学校で学んだ内容の維持や再学習に関する活動」と回答した割合は高い結果となった。

学習者が「外国人」の場合、どの項目もおおむね40%前後の回答となっているが、「社会生活に必要な知識・スキルに関する学習」と回答した割合は60%を越えている。

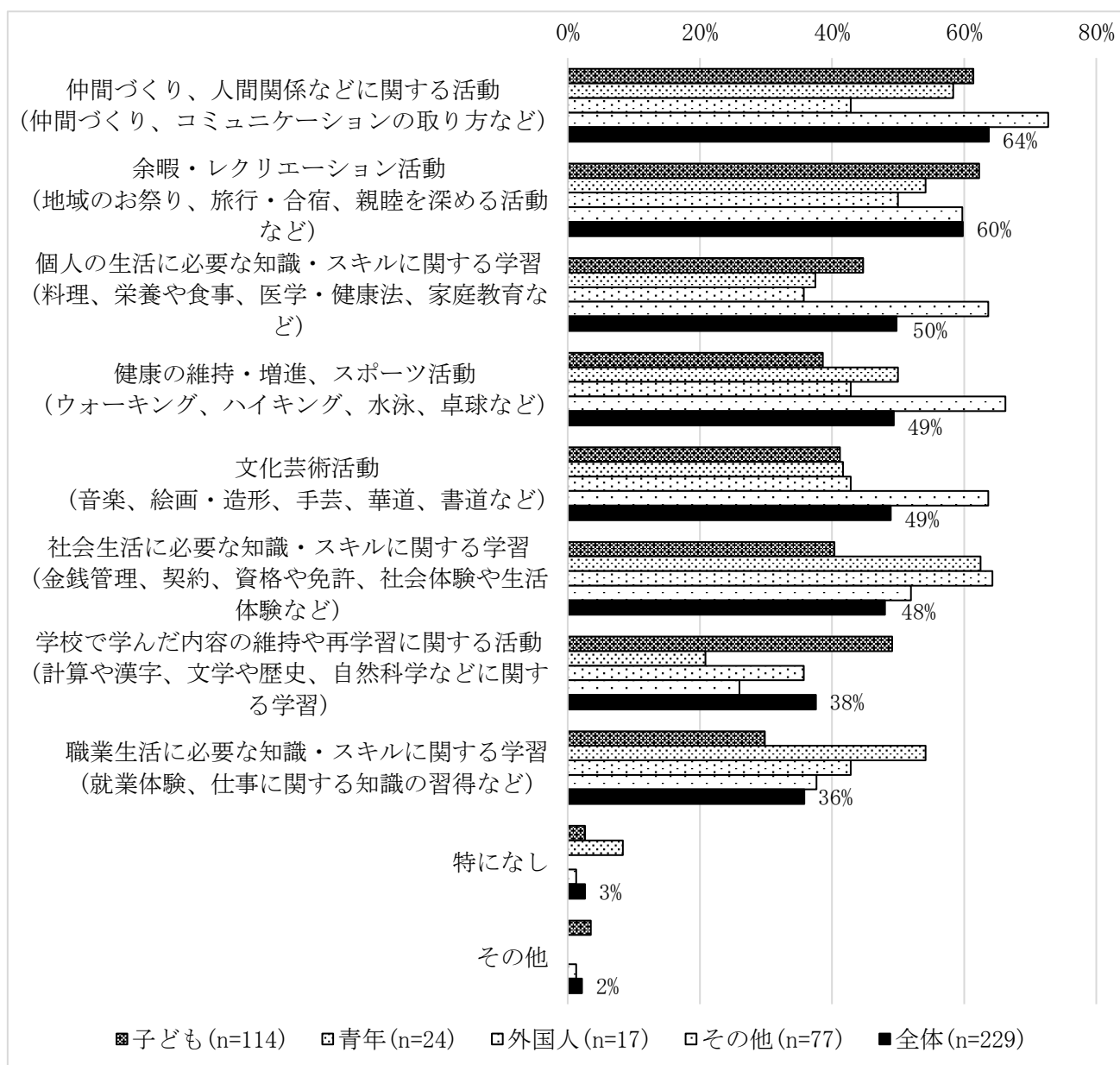


図 3-2 学習者の属性と学習ニーズの関係

(3) 支援者が提供している学習機会や情報

支援者が学習者に対して提供している学習機会や情報の内容について質問したところ、学習のニーズに関する質問の回答と同様に「仲間づくり」と「余暇・レクリエーション活動」と回答した割合が高くなった。(図4-1)

なお、学習者の属性別に提供している活動を見ると、学習者が「子ども」の場合には「学校での学びの維持や再学習に関する活動」、「仲間づくり、人間関係などに関する活動」と回答した割合が、また、学習者が「青年」の場合には「社会生活に必要な知識・スキルに関する学習」、「職業生活に必要な知識・スキルに関する学習」と回答した割合が他の項目と比較して高い傾向があった。

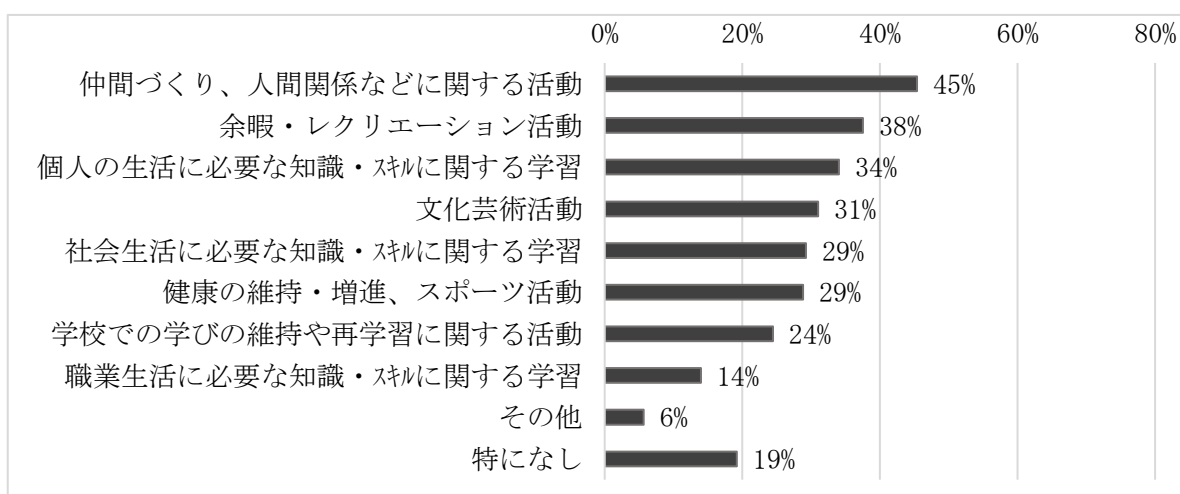


図4-1 支援者が提供している学習機会や情報 (n=229、複数回答)

支援者の属性・立場と提供している学習機会や情報の関係を見ると、支援者の属性・立場が「支援員・ボランティア」の場合、いずれの項目でも回答率が低くなっている。

支援者の属性・立場が「社会教育施設の職員」の場合では、「個人生活に必要な知識・スキルに関する学習」、「健康の維持・増進、スポーツ活動」、「文化芸術活動」の3項目が全体に比べ回答率が高く、「職業生活に必要な知識・スキルに関する学習」は低くなっている。

支援者の属性・立場が「民間機関や団体の職員」及び「公的機関の職員」の場合では、「仲間づくり、人間関係などに関する活動」、「社会生活に必要な知識・スキルに関する学習」、「職業生活に必要な知識・スキルに関する学習」の3項目が全体より高くなる傾向が見られた。(図4-2)

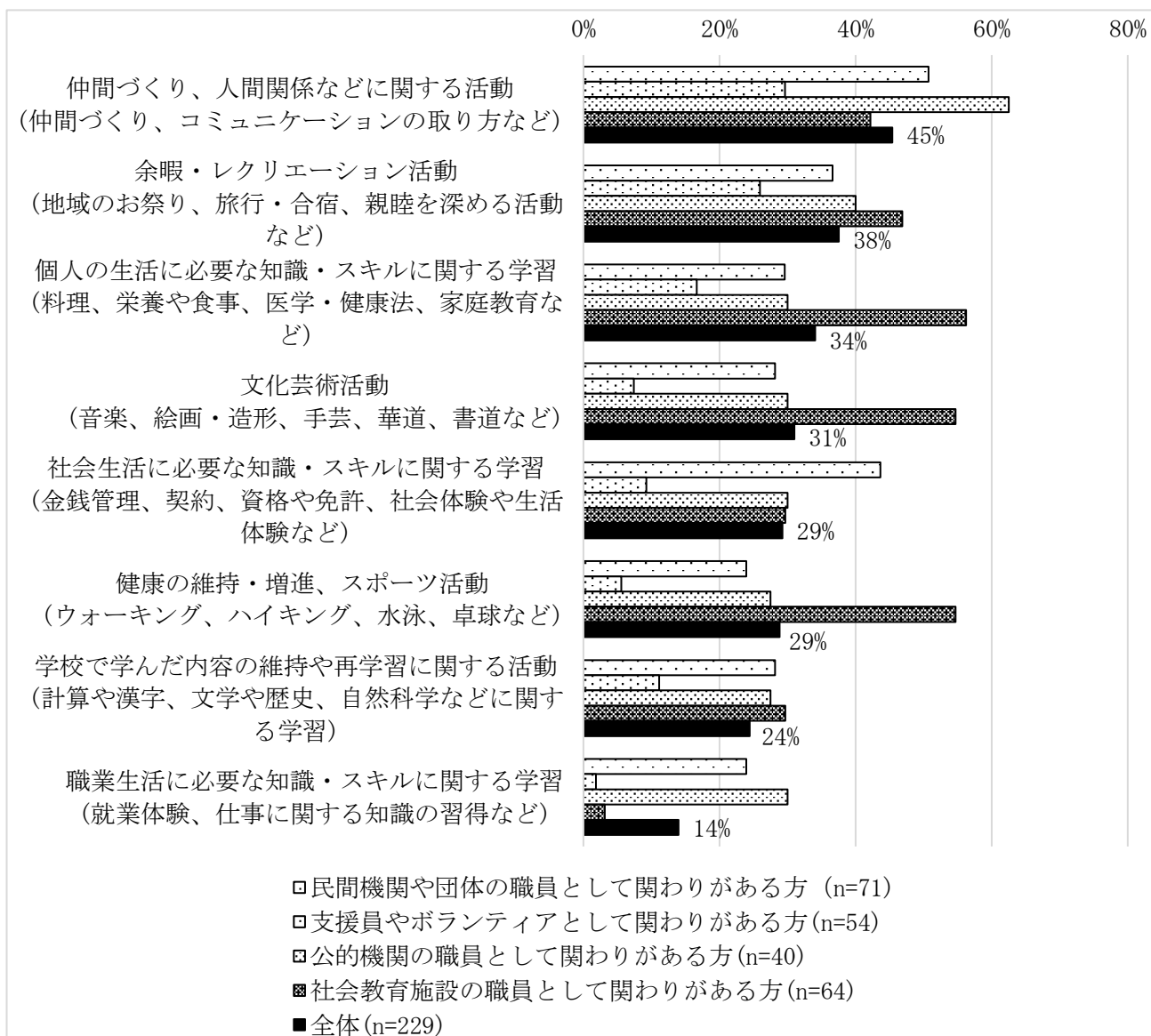


図4-2 支援者の属性・立場と提供している学習機会や情報の関係（複数回答）

(4) 参加しやすい学習の場

学習者がどのような場であれば参加しやすいと思うかについて質問したところ、「インターネットによる個人の学びの場」と「オンラインで人とつながる学びの場」と回答した割合が50%以上と高かった。また、「公民館や生涯学習センターなどの講座」についても、インターネットを活用した学習の場と同様に回答の割合が高かった。（図5-1）

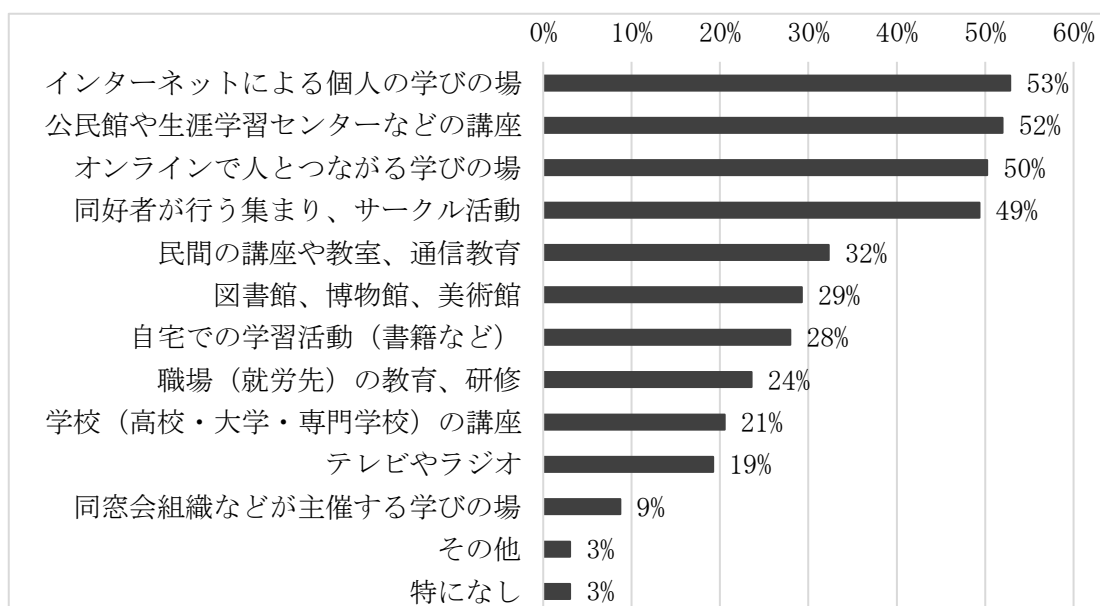


図5-1 学習者が参加しやすい学習の場（n=229、複数回答）

学習者の属性と学習者が参加しやすいと思われる学習の場の間関係を見ると、学習者が「子ども」の場合では、インターネットを活用した学びの場に関する2項目を回答した割合が全体よりも高かった。

学習者が「外国人」の場合では、インターネットを活用した学習機会よりも、「公民館などの公的な機関における講座や教室」と回答した割合が高い結果となった。また「職場（就労先）の教育、研修」と回答した割合も高かった。

学習者が「青年」の場合、「職場（就労先）の教育、研修」、「同窓会組織などが主催する学びの場」と回答した割合が全体よりも高かった。（図5-2）

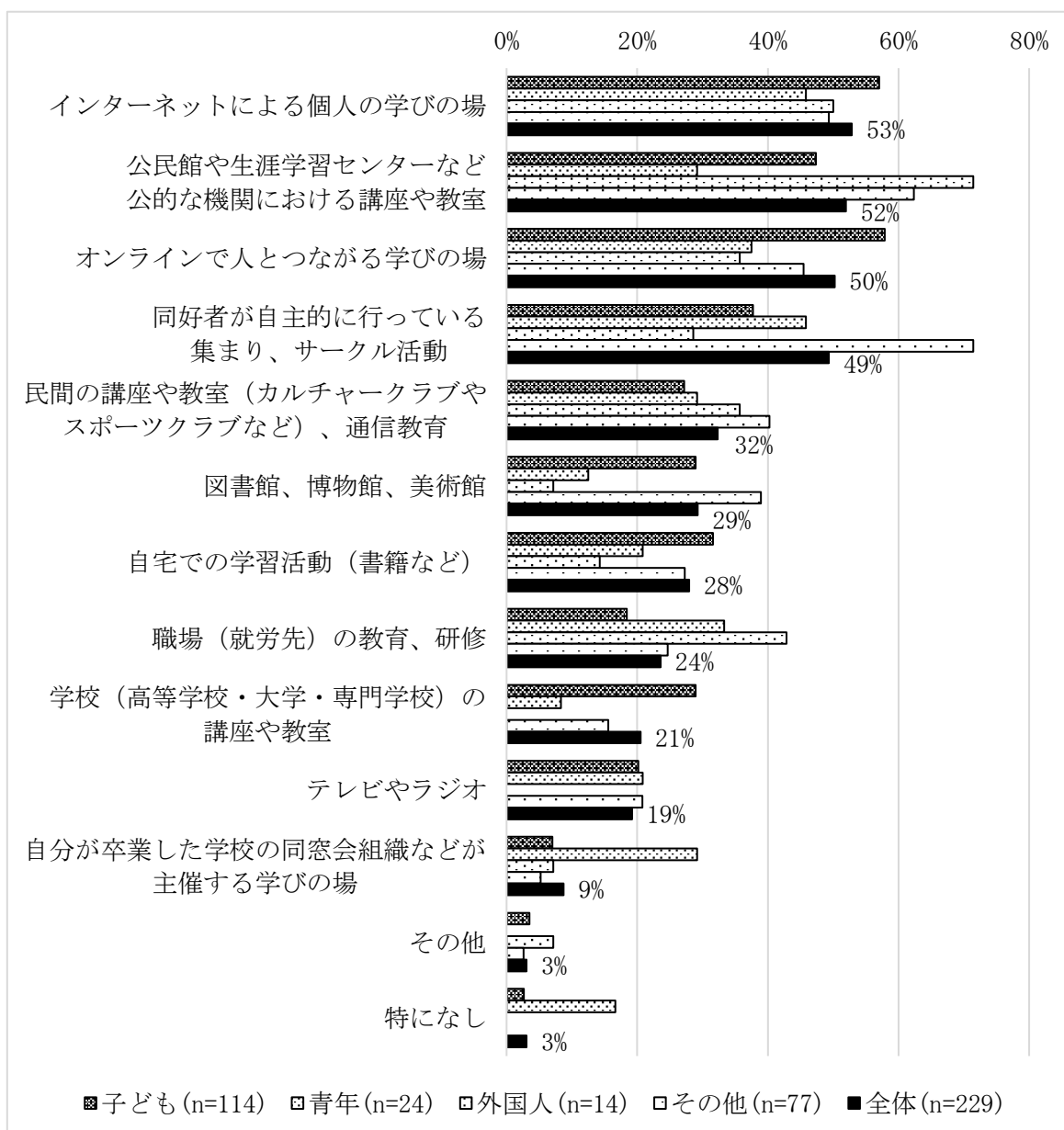


図5-2 学習者の属性と学習しやすい場の関係（複数回答）

(5) 学習者が学習を行うことに対する課題

学習者が学びを行うことに対する課題について質問したところ、「学びたいと思ったときに相談したり、サポートしたりする人が少ない」、「学習の場となる会場の施設設備、会場への距離などの物理的障害がある」、「一緒に学習する友人・仲間が少ない」が回答率の高い上位3項目となった。（図6）

これら上位の項目については、他の質問と次のような関連が見られた。

- ・課題に「相談・サポートする相手がないこと」を挙げた人
→ 「学習に関する情報の入手方法」に関する質問の回答に「相談支援機関・福祉センター」を挙げている。
- ・課題に「学習場所への物理的障壁」を挙げた人

- 「参加しやすい学習の場」に関する質問の回答に「インターネットを活用した学習の場」を挙げている。
- ・課題に「友人・仲間が少ない」を挙げた人
 - 「学習のニーズ」に関する質問の回答に「仲間づくり」を挙げている。

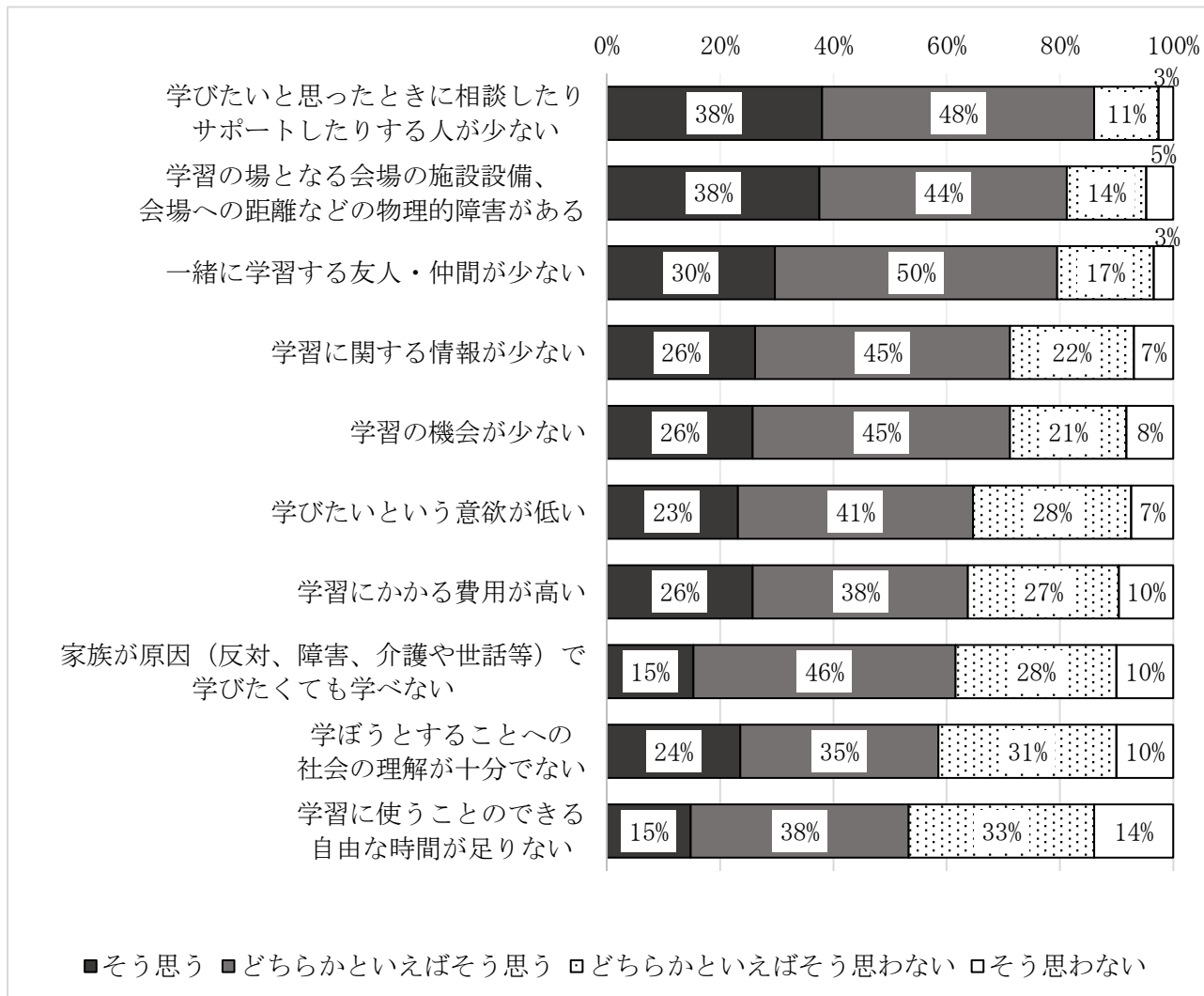


図6 学習者が学習を行うことに対する課題 (n=229、各項目一つずつ選択)

3 調査結果のまとめ

これまでに述べた調査結果について、以下の三つの視点からまとめを行った。

(1) 参加者が主体となる活動づくり –学習の内容について–

- ・「仲間づくり、人間関係などに関する活動」や「余暇・レクリエーション活動」が、学習者が参加意欲や学習の必要性を感じる内容において、上位となっている。
- ・学習者が学びを行うことに対する課題は、「一緒に学習する友人・仲間が少ない」が上位にあり、「仲間づくり、人間関係などに関する活動」の回答の割合が高いこととの関連が見られる。

- ・学習者の属性で比較した場合、青年と外国人では、「社会生活に必要な知識・スキル」や「職業生活に必要な知識スキル」が高い傾向にある。

(2) 多様な人が参加しやすくなる仕組み –学習の場所について–

- ・学習に関する情報の入手方法及び学習者が参加しやすい学習の場所については、インターネットの活用が上位にある。特に学習の場所については、個人の学び又は人とつながる学びの場所として、回答の割合が高い。
- ・「公民館や生涯学習センター等の公的機関」についても、学習者が参加しやすい学習の場所として、回答の割合が高い。
- ・「外国人」を対象とした学習の場所としては、「公民館や生涯学習センター等の公的機関」の回答の割合が最も高い。

(3) 関係機関等との連携

- ・支援員・ボランティアの立場のうち、学習の機会や情報の提供に取り組んでいる人の割合は他の立場と比較して少ない傾向にある。

第4 今後の社会教育の目標、方向性と具体的な推進方策

1 今後の目標

これまで見てきた現状や調査結果を踏まえ、第36期栃木県社会教育委員会議では社会教育の推進をとおした多様な人々が共に学び合うことのできる地域社会の実現について議論を重ね、実現のための目標を以下の三つの目標に整理した。

目標 1 学びの機会をとおした居場所づくりの推進

社会教育では、公民館、生涯学習センター、図書館、博物館、青少年教育施設等の場において、健康や子育てなどの生活に必要な学び、社会福祉や防災などの地域の課題に関する学び、文化・芸術活動、体験活動等、人々の学習ニーズや地域の実情に応じた多様な学習活動が展開されてきた。このような場では、子どもから大人まで様々な人々が集まり、共に学び合う中で互いに認め合い、ふれあう等の活動が行われ、学習支援の場であるとともに交流の場としての役割も果たしてきた。

一方、地域では、子ども食堂や高齢者サロンといった福祉の課題解決を目的とした活動や、まちづくりの活動のような地域振興を目的とした活動が展開されている。人々が集い、共に活動する中で互いに認め合い、ふれあうという意味において、これらの場も学びと交流の場として考えられるだろう。

人々が集い、学び合い、活動する学習や交流の場は、学びや活動をとおして人と人とのつながりが生まれ、お互いに助け合ったり、自己肯定感や自己有用感を高めたりすることができる居場所²⁵となる。これからの生涯学習・社会教育では、学びの機会をとおした居場所づくりを一層推進していく必要がある。居場所づくりに当たっては、

- ① 居場所が参加者にとって参加しやすい場となるよう、参加者が主体となって居場所づくりに参画していくことができるような工夫をすること
- ② 多様で複雑化する人々のニーズを把握するとともに、多様な人々の参画を得るため、行政部局、高等教育機関や学校、NPO法人等の地域の団体・機関、民間企業などの多様な主体が連携・協働を推進すること

を考慮して進めていく必要がある。

目標 2 社会的包摂に配慮した体験活動の機会の充実

これまで社会教育では、子どもの発達における体験活動の重要性に鑑み、放課後に行

²⁵ 内閣官房 こども家庭庁設立準備室「こどもの居場所づくりに関する調査研究報告書（令和5年3月）」では、「家庭、学校を含め、こども・若者が過ごす場所、時間、人との関係性全てが『居場所』となりえると整理」し、「共助又は公助により、こども・若者が過ごす『居場所』を提供しようとする取組」を「居場所づくり」として主たる考察対象に位置付けている。

われる遊び、地域や学校を場として行われる行事、読書活動といった生活・文化体験活動、野外活動や自然・環境に係る学習活動といった自然体験活動、ボランティア活動や職場体験活動といった体験活動の機会を提供する事業や活動が行われてきた。国の答申で明らかになった青少年の体験活動の実態や本会議が実施した調査で明らかになった困難を抱えた人々の学習ニーズを踏まえ、今後は、置かれた状況にかかわらず誰もが参加できる体験活動の機会の充実を図っていくことが求められる。体験活動の機会の充実に当たっては、

- ① 体験活動へ参加したい人が取り残されることなく参加できるようにするため、家庭の経済格差だけでなく、障害の有無や言語の違いなどの理由が体験活動の格差につながるような配慮すること
- ② 体験活動の企画・運営に当たっては多様な人々の参画を得るとともに、実施の際には多様な人々の交流が生まれるように配慮すること
- ③ 少子化、情報化社会の進展、地域のつながりの希薄化などの社会の変化を背景に、子どもたちを中心に不足が指摘されている「直接体験」の機会を充実させること

を考慮して進めていく必要がある。

目標 3 人、組織、情報のネットワークの形成

社会における課題は多様化、複雑化しており、また、それに伴い、課題解決に向けた人々の学習や活動に対するニーズも多様化している。地域では様々な学習活動や地域の課題解決に向けた取組が行われているが、社会教育における取組だけで人々のニーズに全て応えていくことは難しい。また、学習活動や課題解決に向けた取組は個々に行われていることも多く、人々が必要なときに必要な情報を得ることが難しい状況も見られる。このため、社会教育行政には、これまでの経験を生かしつつ、人、組織、情報のネットワーク形成において中心的な役割を担っていくことが求められる。ネットワークの形成に当たっては、青少年を中心にインターネットやSNSを利用した情報の受発信とつながりづくりが行われていることを踏まえ、ICTを活用した方法も含めて考えることが大切である。

上記三つの目標を踏まえ、本県の社会教育の方針について、全ての方策を推進する上で基盤となる「取組の基盤」と三つの方向性にまとめ、それぞれに取り組むべき具体的な推進方策を検討した。

2 取組の基盤：多様な人々の学びと活動を活性化する人づくり

上記三つの目標の達成には、多様な人々の学習活動、交流活動、体験活動への参画を

支え、推進していく「人」が必要である。このため、今期の設定テーマに係る本県の社会教育の方向性全体を貫く取組として、多様な人々が共に学び合う地域社会づくりの基盤となる「人づくり」を一層推進していく必要がある。

【具体的な推進方策】

(1) 調整役を担う人材の養成

困難を抱えた人々の中には、学習活動や交流活動、体験活動の場へ参加することが難しい人や、意見や考えを求められてもそれをうまく表すことが難しい人もいる。社会教育において、多様な人々の参画を得ながら学習活動、交流活動、体験活動を推進していくためには、人と人、人と活動、活動と活動をつなぐとともに、多様な人々の状況を理解して受け止めながら活動への参加を促したり、意見を引き出したりする調整役を担う人材を養成していくことが求められる。

本県では、人権教育や家庭教育支援に係る参加型学習プログラムを効果的に活用できるファシリテーターや、地域学校協働活動推進員を養成する研修を県総合教育センターで実施している。また、ボランティアと学校や地域の団体等とのつなぎ役となる地域コーディネーターを養成する研修を各教育事務所単位で実施している。加えて、社会教育主事講習²⁶へ計画的に受講者を派遣している。(令和2(2020)年度以降、講習修了者には社会教育士²⁷の称号が与えられるようになった。)

引き続き、各種研修を積極的に実施していくとともに、社会教育士の称号の取得を奨励していくことで、調整役を担うことのできる人材の養成を一層推進していく必要がある。

(2) 多様な人々への理解を深める学習機会の充実と協力者の育成

地域社会は多様な人々が共生する社会であり、人々の中には自分の悩みや困りごとを家族や身近な知人に相談できず、社会的な支援や援助を受けられない状態に置かれている人もいる。困難な状況下に置かれた人が、支援や援助を必要とするときに行政や専門家へつながっていくためには、両者の間をゆるやかにつなぐ「協力者」のような存在が身近に多くいることが必要である。そこで、生涯学習・社会教育における学習機会の充実を図り、社会全体で多様な人々への理解を深めるとともに、困難な状況下に置かれた人が支援や援助を必要とするときにその課題解決をサポートする協力者の育成を図っていくことが求められる。

各教育事務所では、社会教育関係者、学校教育関係者及び地域で活動する団体やグループの関係者が、実践のための情報交換や学習するの場を提供しており、今後それらの取組をさらに充実させていくことも一つの方策となり得る。

また、生涯学習・社会教育行政のほかにも、行政部局、高等教育機関や学校、NP

²⁶ 社会教育法第9条の5の規定に基づき、社会教育主事となりうる資格を附与することを目的に行われる講習

²⁷ 学びを通じて、人づくり・つながりづくり・地域づくりに中核的な役割を果たす専門人材の称号

○法人等の地域の団体・機関、民間企業などの様々な主体が、それぞれの事業や活動目的に応じた学習機会を提供していることに留意し、それらの主体と連携していくことで、多様なテーマに関する学習機会の充実や協力者の広がりも期待できる。

3 今後の方向性

多様な人々が共に学び合うことのできる地域社会の実現のためには、

- ①これまで社会教育の場で培われてきた知見やスキルを生かしながら、困難を抱えた人々も含め、誰もが分け隔てなく学習や交流の場へ参加できる仕組みづくりを行っていくこと（集団へのアプローチ）
- ②多様な主体が連携・協働しながら、困難を抱えた人々へのきめ細かな支援を実現していくこと（対象へのアプローチ）

を両輪で取り組んでいくことが求められる。そこで、①への方向性を方向性1及び2に、②への方向性を方向性3にまとめた。以下のとおり報告する。

<方向性1> 「ふれあい学習」の推進

本県では、子どもの「生きる力」を育むとともに、家庭と地域の教育力の向上を目指し、子ども同士、大人同士、子どもと大人、そして幅広い年代の人々との交流活動や体験活動、学習活動を「ふれあい学習」と称し、身近な地域で「ふれあい学習」が展開されるよう、市町や社会教育関係団体等の取組や活動の活性化を支援し、効果を上げている。多様な人々の学び合いを充実させるため、誰もが分け隔てなく参加できる学習や交流の場づくりに焦点を当てて「ふれあい学習」を一層推進していく必要がある。

【具体的な推進方策】

(1) 「ふれあい学習」をととした地域における居場所づくりの推進

令和5(2023)年12月のこども家庭審議会答申「こどもの居場所づくりに関する指針」では、子どもの居場所について「こども・若者が過ごす場所、時間、人との関係性全てがこども・若者にとっての居場所になり得る。すなわち居場所とは、物理的な『場』だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るもの。」と述べられている。また、こどもの居場所の特徴について「他者に受け入れてもらえることや交流ができることなど、人との関係性があることが、当人が居場所と感じることに影響している。」こと、「こども・若者のみならず、その担い手にとっても、その場が自分の居場所となり、地域における新たな交流やつながりを得られる場」「保護者や高齢者などの地域住民が交流する場」として機能する場合もあることが述べられている。本県が推進している「ふれあい学習」は、各市町や社会教育関係団体等で行われている子ども同士、大人同士、子どもと大人、そして幅広い年代の人々との交流活動や体験活動、学習活動であり、本県独自の居場所づくりの取組となり得る。本県としては「ふれあい学習」を推進することをとおして、居場所づくりを推進していくことが期待される。

「ふれあい学習」をとおした居場所づくりに当たっては、次の三つを考慮した上で進めることが必要である。

- ① 参加者にとって楽しい場とならなければ、居場所とはならない。特に困難を抱える人々の中には、自ら人とつながりをつくったり学習や交流の場へ参加したりすることが難しい人も多い。多様な人々にとっての居場所をつくっていくためには、取組の基盤 具体的な推進方策(1)で述べた調整役と連携し、居場所づくりに参加者の声を反映しながら、参加者と共に取り組むことが有効である。
- ② 「ふれあい学習」においては、中学生や高校生の参画を積極的に進めていくことが重要である。中学生や高校生は、部活動や受験などで忙しくなると地域での活動への参加が少なくなってしまう傾向がある。地域での活動から離れてしまった生徒の中には、落ち着いたらまた参加したいと考える人もいるが、参加できるようになった時には同世代で活動している人がなく、参加をあきらめてしまう人もいる。中学生や高校生がいつでも活動に戻れる、参加できると感じられるよう、横のつながりづくりやロールモデルを育成するという視点をもって「ふれあい学習」を進めていくことが重要である。このことは、未来の活動の担い手を育成することにつながるとともに、多世代の関係性が生まれる居場所づくりにつながる。
- ③ 地域住民の学習や交流の場として最も身近な存在である公民館²⁸等の社会教育施設が取組が期待される。特に公民館は、住民の学習ニーズや地域の実情に応じた多様な学習機会の提供を主体となって行うだけでなく、社会教育関係団体や住民の学習サークル、地域づくりに取り組む協議会などの組織の活動を支援していることも多い。さらに公民館には、まちづくり主管部局の関連施設や施策、民間企業等との連携を進め、地域コミュニティの拠点としての機能を強化していくことも期待されている。加えて公民館には、社会教育に関する事業を企画・運営する専門職員である公民館主事が配置されており、公民館主事が居場所の構想や在り方について意見を交換しながら共有する機会を創出し、学習や交流、体験活動を通じた居場所づくりの調整役を担うことも可能である。

本県としては、市町や団体等のこれまでの活動を尊重しつつ、活動への多様な人々の参画を支援していくことが重要である。今後策定が予定されている「(仮称)栃木県こども計画」を踏まえ、居場所づくりを着実に推進していくことが必要である。

²⁸ 令和4(2022)年度社会教育調査において、県内の公民館数は184館(分館含む)である。

【参考事例1】 真岡まちづくりプロジェクトの取組(真岡市)

真岡まちづくりプロジェクトは、利用頻度の低い「もったいない公共空間」の利活用について、メンバー同士で話し合いを行い、その結果を提案としてまとめ、実際に社会実験として試行する取組である。

社会実験の計画ごとにプロジェクトチームが組織化され、各チームにはプロジェクトに応募した高校生、大学生、社会人が所属している。また、チームごとに、行政、学校、団体等の連携・協働先を見つけ、チームが行う社会実験に対して支援を受けている。

様々な人や機関等がプロジェクトをきっかけに組織化され、ワークショップやプレゼンテーションを通じて関係者のアイデアを取り入れながら、まちづくりの活動を実践している。

(出典: 栃木県総合教育センター「社会教育行政の地域の課題解決への関わりについて～地域の課題解決に向けた取組事例調査より～」(令和3(2021)年度))

【参考事例2】 一般社団法人えんがおの取組(大田原市)

一般社団法人えんがおは、徒歩2分圏内という近距離にある七軒の空き家を活用して、地域食堂、地域サロン、ソーシャルシェアハウス、グループホーム、放課後児童クラブなどを展開することで、高齢者、若者、不登校生、障害のある方など、多様な人々の居場所づくりを行っている。多様な人々が混ざり合う環境づくりを大切にしながら事業を展開し、お互いに支え合える、誰も孤立しない地域コミュニティづくりを目指している。

(出典: 第54回関東甲信越静社会教育研究大会栃木大会シンポジウム(令和5(2023)年度))

【参考事例3】 NPO法人ま・わ・たの取組(真岡市)

NPO法人ま・わ・たは、主な活動として、市民活動推進センターの運営管理、フードバンク活動、障害者支援事業所の運営などを行っている。

子ども食堂(地域食堂)である「まめっこ食堂」は、障害者支援事業所である「多機能型事業所そらまめ」が中心となり、様々な立場の人たちが集まった実行委員会形式で運営している。課題を抱える保護者と子どもだけでなく、孤食になっている子どもや一人暮らしの高齢者など、多様な人々が利用できる食堂としている。また、高校生や企業、食事をしに来た人々も食堂のボランティアとして活躍しており、様々な人々が食堂に関わることで地域を活性化し、誰一人として取り残さない地域づくりを目指している。

(出典: 第54回関東甲信越静社会教育研究大会栃木大会分科会事例発表(令和5(2023)年度))

【参考事例4】 ボランティアグループ「やばっこ」の取組(足利市)

「やばっこ」は、子ども会育成会関係者、矢場川小学校の卒業生、矢場川公民館職員などが所属し、地域ぐるみで子どもたちの居場所づくりに取り組んでいるボランティアグループである。料理、工作、農業などの活動を「やばっこ」が企画、学校が参加者を募り、公民館が事務局を担当するというように、学校、公民館、地域の三者が一体となり、子どもたちに様々な体験活動を提供している。また、他の団体との協働により、地域の伝統行事にも参加している。

メンバーは、活動をとおして大人自身が生き生きと人生を楽しむ姿を子どもたちに見せることで、子どもたちが共にありたいと感じられる存在となることを目指しており、決して無理をせず、本物にこだわりながら、子どもたちをはじめ、お年寄りを含む大人たちが日常的に関わることでできる居場所や関係づくりに取り組んでいる。

(2) 「ふれあい学習」の周知と拡充

誰もが分け隔てなく参加できる学習・交流の場として「ふれあい学習」をとおした居場所づくりを推進するため、「ふれあい学習」の普及啓発を強化していくことが必要である。

「ふれあい学習」の普及啓発は、これまで教育事務所単位でふれあい学習ネットワーク²⁹の実施やふれあい学習情報誌³⁰等の発行を通じて行ってきた。これらの取組を一層強化することで「ふれあい学習」に関する積極的な情報発信を行い、活動の担い手や協力者を新たに発掘することや、地域社会の理解促進につなげることが求められる。また、居場所づくりへの支援として、居場所づくりの手立て等に関する情報も発信していく必要がある。

「ふれあい学習」を推進する人々の活躍を応援していくことも大切な視点である。「ふれあい学習」に関する優れた取組を積極的、継続的に進めてきた人や組織を称える表彰制度等も、「ふれあい学習」の普及と継続に有効である。

(3) 地域学校協働活動の推進

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO法人、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得ながら、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動である地域学校協働活動が全国で推進されている。本県においても、郷土学習、地域課題解決型学習、地域行事への参画、放課後子供教室など、学校や地域の特色を生かした活動が実施されている。

地域学校協働活動は、学校運営に地域の声を生かして地域と一体となって特色ある学校づくりを進めるコミュニティ・スクールと一体的に推進していくことが推奨されている。この一体的な推進により、地域学校協働活動が、いじめや不登校、子どもの貧困等の子どもたちを取り巻く様々な課題の解決に資するとともに、地域の課題解決のためのプラットフォームとしての役割も担うことが期待されている。

また、第2の2で見たように、家庭の経済的状況が子どもの体験活動の格差に影響を及ぼしている。共働き世帯も増加しており、保護者が子どもを活動に参加させたくても参加させられないといった状況が見られる。そのような中、地域学校協働活動は小学校や中学校を場として行われている活動も多く、保護者が子どもだけで参加させやすい活動である。地域学校協働活動が子どもの体験活動の格差の解消につながることも期待される。

²⁹ ふれあい学習の推進・啓発や実践化をねらいとした講演、事例研究・ワークショップ、研究協議等

³⁰ ふれあい学習を推進する人材・施設・機会等やふれあい学習に関する事例等の情報を発信している。

地域学校協働活動は、本県がこれまで推進してきた「ふれあい学習」を基盤とした取組であり、引き続き、地域コーディネーターの養成などの研修の実施やコーディネーター等の活動の支援、コミュニティ・スクールや地域学校協働本部等の体制整備を支援し、県内の地域学校協働活動を一層充実させていくことが求められる。

【参考事例5】 とちぎ未来アシストネット事業(栃木市)

栃木市では、地域学校協働活動を「アシストネット」として取り組んでいる。中学校区にある公民館に「地域アシストネット本部」を設置し、本部ごとに設置された「地域教育協議会」において各学校の取組状況や成果、今後の課題や改善点等について話し合っている。「アシストネット」では、地域住民による学校支援ボランティア活動である「地域から学校へ」の取組と、子どもたちが地域へ出て活動する「学校から地域へ」の取組を両輪で推進することで、子どもたちの学びの場が学校にも地域にもある地域づくりと、子どもたちが地域を大切にする気持ちの醸成に取り組んでいる。

(出典: 第54回関東甲信越静社会教育研究大会栃木大会分科会事例発表(令和5(2023)年度))

<方向性2> 体験活動の機会の充実

体験活動には、豊かな人間性、自ら学び、自ら考える力などの生きる力の基盤、子どもの成長の糧としての役割が期待されており、思考や知識を働かせ、実践して、より良い生活を創り出していくためには様々な体験が必要であるとされている。

体験活動の教育的意義を踏まえ、本県としては、多様な人々が参加できる体験活動の機会を充実させる必要がある。

【具体的な推進方策】

(1) 誰もが参加できる体験活動モデルプログラムの作成

経済状況、言語、障害等の障壁により体験活動に参加できていない人々もいることから、誰もが体験活動に参加できるよう、新たな体験活動モデルプログラム(手引き)の開発に取り組む必要がある。これまでは、困難を抱えていない人々の参加を念頭に、自然体験等では環境学習やアクティビティの充実、社会体験等では困難を抱える人々への理解を深める体験に視点が置かれ、多くのプログラムが開発されてきた。今後は、困難を抱える人々の参加を念頭に置いたモデルプログラムの開発が必要であり、そのためには、困難を抱えた人々が企画段階から参画するなど、当事者の意見を反映するという視点が重要である。

プログラムを作成する際は、プログラムの対象だけでなく、多様な人々が参画できるプログラムとなるよう配慮する必要がある。例えば、外国につながる人に参加してもらおうというプログラムを企画すると、外国につながる人だけが集まるプログラムになりがちである。しかし、大切なことは、外国につながる人と地域の人との交流、つながりづくりである。プログラムの開発においては、参加してもらいたい対象の人

と地域の人とのつながりづくりの視点が重要である。

また、第4の方向性1(3)で述べられたように、家庭の経済的状況や保護者の生活環境が子どもの体験活動に影響を及ぼし、体験格差を生み出している現状がある。公民館などの公的施設や地域の社会教育関係団体による体験活動の充実など、家庭の事情で体験活動に参加できていない子どもたちに配慮する視点も重要である。

モデルプログラムを開発する際は、上記の視点を十分に踏まえ、先進事例から進め方等を研究するとともに、学校、地域の施設、団体等と連携しながらモデル活動を実践し、得られた結果をプログラム化していくことが求められる。

さらに、本県では、青少年が様々な体験活動をとおして、社会性や豊かな心、健やかな体を育む青少年教育施設として、また、多くの県民に生涯を通じて学習する機会を提供するための生涯学習施設として、「栃木JIMINIE倶楽部自然の家みかも」が令和6(2024)年4月に開館し、本県の生涯学習振興や青少年教育の充実が図られることが期待されている。本施設は、ユニバーサルデザインを積極的に採用した設計や設備があり、新しい青少年教育施設の誕生が、これまで体験活動の機会に参加することが難しかった人々の参加を促進する役割を担うことも期待されている。

新たな県立青少年施設も活用しながら、誰もが楽しみながら主体的に学び、交流できる体験活動プログラムをモデル的に開発し、得られたノウハウを県内に波及して、身近な地域で誰もが参加できる体験活動が展開されていくことが重要である。

【参考事例6】 NPO法人いちかい子育てネット羽ばたきの取組(市貝町)

「親子での自然体験活動」を活動の柱の一つとして活動している。里山遊びや田植え、タケノコ掘りなどを親子で体験し、親が子どもと一緒に活動して頑張りを認めたり褒めたりすることで、子どもの自己肯定感を育むことをねらいとしている。その他にも地域食堂や子育てサロンなど、地域のニーズに応じた事業を展開し、親と子どもたちの学習機会や居場所を提供している。

(出典:栃木県総合教育センター「共生社会の実現に向けた県民の学びの実態に関する調査研究～困難を有する子ども・若者・外国人の支援者を対象とした調査結果から～」(令和4(2022)年度))

【参考事例7】 南河内公民館「日本文化で遊ぼう」(下野市)

これまで、あまり公民館を利用する機会がなかった外国人を対象として、「こま回し」や「書道」などの昔遊びや伝統文化をとおして、様々な国から下野市に来た外国人同士が交流する講座を企画している。公民館を利用する自主サークルのメンバーに講師をお願いしたり、外国人と交流したい日本人の参加を可能にしたりすることで、日本人と外国人との幅広い交流にもつながる取組になっている。

(出典:栃木県総合教育センター「共生社会の実現に向けた県民の学びの実態に関する調査研究～困難を有する子ども・若者・外国人の支援者を対象とした調査結果から～」(令和4(2022)年度))

(2) 全ての人々の読書活動の推進

読書は、人々にとって、人生をより深く生きるための力を身に付ける上で欠かすことができない体験活動である。本県では、令和6(2024)年3月に「栃木県読書活動推進計画」が策定された。本計画では、「全ての県民が生涯にわたって読書に親しむ機会を広げる」を基本目標に、障害のある人を含め、県民が読書に親しむことができる環境の整備に取り組むための方策が掲げられている。計画に基づき、障害のある人も含めた全ての人々が読書活動を通じて学ぶ機会を推進していくことが必要である。

【参考事例8】 「栃木県読書活動推進計画」

栃木県読書活動推進計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第1項)及び視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法、令和元年法律第49号)第8条第1項に基づき、県民の読書活動推進に関する県の方針等を定めたものである。

年齢や障害の有無等にかかわらず、全ての県民が読書に親しむことのできる環境づくりの推進を基本目標に、三つの方針と六つの推進方策が示されている。具体的には、学校、家庭、図書館や公民館等の地域が連携・協働した読書活動の推進、アクセシブルな書籍等の充実、情報提供、人材育成などによる読書バリアフリーの推進などが示されている。

(3) 地域における様々な体験活動の充実

誰もが体験活動に参加できるようになるためには、身近な地域において多くの体験活動が行われることが望ましい。

県教育委員会では、小学校4年生から中学校3年生までを対象に、県内の高等教育機関や民間企業、県関係機関等と連携し、「本物」に触れる機会の提供を行う「とちぎ子どもの未来創造大学」を開校している。令和5(2023)年度は理系4コース、文系3コース、学び方コースの計8コースで、高等教育機関、国及び県機関、民間企業等の56機関において132の体験講座が開催され、1,785名が参加した。

今後は、関係機関・団体等と連携した体験活動の機会をより一層充実させるとともに、講座づくりや連携方法等の事業成果を発信し、市町や社会教育団体、NPO法人等が地域において様々な体験活動を実施できるよう支援していく必要がある。

<方向性3> 多様な主体間の連携・協働の強化ときめ細かな支援の充実

前述したとおり、社会における課題は多様化、複雑化しており、課題解決に向けた人々の学習や活動に対するニーズも多様化、複雑化している。社会教育における取組だけでそれらのニーズに全て応えていくことは難しく、行政部局、高等教育機関や学校、NPO法人等の地域の団体・機関、民間企業など、各主体間が連携・協働し、人々の学習活動や社会教育活動を総合的に支援していく必要がある。

特に、多様な人々が共に学び合う環境を醸成するためには、課題や事情を抱え、これ

まで学習活動や社会教育活動へつながりにくかった人々への支援を充実させるとともに、関係者が連携・協働できる体制整備や、情報提供における連携を強化することが求められる。

【具体的な推進方策】

(1) 家庭教育支援チームの設置の推進と取組の拡充

子育て・家庭教育における課題が多様化、複雑化する中、家庭教育に関する支援が届きにくい家庭があることが指摘されている。そのような中、支援が届きにくい家庭に配慮しつつ、地域において学習機会や情報の提供、相談対応などを行う「家庭教育支援チーム³¹⁾」の設置が全国で進められている。本県では13チームが文部科学省に登録されているほか、市町独自にチームを発足して地域の実情に応じた家庭教育支援活動を行っているところもある。

第2の1(2)で見たように、家庭を取り巻く環境が変化する中、経済的に困窮した状況にあり、子育てについての悩みや不安を感じながらひとり親で子どもを育てている家庭が多く存在する。課題や悩みを抱えた保護者は、自ら学習の場や相談に足を運ぶことが難しい状況にあり、個別の支援やきめ細かな支援が必要である。また、本会議が実施した調査では、学習者が学びたいと思ったときに、相談したり、サポートしたりする人が少ないこと、支援員・ボランティア³²⁾の立場のうち、学習機会や情報の提供に取り組んでいる人の割合が少ない傾向にあることが明らかになった。

本県では、自主的・主体的に学習や相談活動を行って家庭教育を支援する「家庭教育オピニオンリーダー」の養成を昭和62(1987)年度から行っており、保護者と共に考え、家庭を支える人材が地域で活躍している。

こうした本県のこれまでの取組成果を生かしながら、今後は、家庭教育支援チームの設置を推進することで、福祉部局と連携して家庭教育に関わる問題の発生予防や早期発見につなげるとともに、家庭教育オピニオンリーダーのような地域で活躍する人材と支援を必要とする保護者をつなぎ、きめ細かな家庭教育支援の充実を図ることが求められる。

(2) 関係者の連携・協働体制の構築

困難を抱えた人々のニーズに応じていくためには、まず関係する行政部局、専門機関・団体、企業等の組織間が情報を共有し、必要な取組について協議する機会を持つことが大切である。県及び市町に置かれている社会教育委員は、地域の声を教育行政に届けるという役割から、地域の多様な立場の方に委嘱されている。社会教育委員の

³¹⁾ 家庭教育支援チームは、子育て経験者をはじめ、民生委員・児童委員、臨床心理士、地域学校協働活動推進員、家庭教育支援を行うボランティアなど、地域の多様な人材で構成されている。

³²⁾ 「支援員・ボランティア」とは、主に各市町の主任児童委員、人権擁護委員の方々である。

会議のような多様な人々が集まる会議体等において、困難を抱える人々の現状や必要な支援等について、議題として積極的に取り上げていくことは重要である。また、今後策定が予定されていることも計画等の自治体の計画に行政部局間の連携・協働体制の整備を位置付け、横断的な事業が展開されることも期待される。本県としては、市町間の連携・協働などの広域的な体制整備も求められる。

多様な人々の学習や活動を支援する支援者同士の連携・協働も重要である。社会教育で行われる様々な研修会や交流会を通じて、支援者同士の学び合いと交流を推進し、ネットワークを構築していくことが求められる。

情報提供における連携・協働も重要である。本会議が実施した調査では、学習者が学習に関する情報を得やすいと思う方法として、「SNS」や「Webサイト」など、インターネットを活用した方法と回答した割合が高かった。また、「相談支援機関・福祉センター」や「市町の広報紙、自治会の回覧や掲示板」と回答した割合が4割程度あった。これらの結果から、学習に関する情報を入手する方法は、学習者の年代や学習ニーズ等によって多様であることが分かる。学習者が必要な学習や相談機関に関する情報を的確に入手するためには、学習情報が、幅広く、多重的に提供される必要があり、情報を提供する主体間の連携が不可欠である。従来の広報紙等による情報提供を充実させていくとともに、自治体の広報部局が所管するホームページやSNS等を積極的に活用し、学習情報を届けていくことが求められる。また、民間の団体等による情報発信を後押ししていくことも必要である。

【参考事例9】 宇都宮市子どもの居場所づくり事業(宇都宮市)

子どもたちが家庭や学校以外で安心して過ごすことができるよう、任意団体やNPO法人などの様々な主体が「子どもの居場所」を設置し、食事や家庭学習の支援、遊びの提供などを行う事業である。市に登録すると活動運営費の補助を受けられるとともに、事業の周知や相談などにおいて市のサポートを受けることができる。行政の協力を得ることにより、各主体の事業に関する情報をより多くの人々に届けることができている。

(3) 学習者のネットワークの構築

本会議の調査では、学習者が参加したいと感じたり、必要性を感じたりする学習活動として「仲間づくり、人間関係などに関する活動」と回答した割合が60%以上という結果が出た。また、学習を行う課題として「一緒に学習する友人・仲間が少ない」が回答率の高い項目であった。これらの結果から、「仲間づくり」が困難を抱える人々のニーズにあることが分かる。地域の社会教育施設等を活用し、学習活動、交流活動、体験活動の場を創出していくことをとおして、多様な人々がつながっていくよう工夫していくことが大切である。

また、困難を抱えている人々の中には、対面での学習や交流の場へ参加することが難しい人もいます。本会議の調査では、困難を抱える人々が参加しやすい学習の場としてインターネットを活用した学習の場に対する回答の割合が高かった。ICTを活用して多様な人々が参加しやすい学習の場づくりを推進していくとともに、オンラインの学習の場でもつながりをつくっていけるよう工夫していくことが重要である。

おわりに

第36期栃木県社会教育委員会議（任期：令和3（2021）7月23日～令和6（2024）年7月22日）では、「多様な人々が共に学び合う社会教育の推進方策について」をテーマに、その具体的な方策について審議を行った。

人口減少、少子高齢化、核家族化、未婚化・晩婚化などを背景に、単身世帯や単身高齢者の増加といった社会環境の変化が進み、地域社会を支える地縁や血縁といった人と人との関係性・つながりの希薄化はますます進行している。また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う行動制限は、直接や対面でのコミュニケーションの機会を減少させるとともに、孤独・孤立などの課題を深刻にした。

生涯学習・社会教育では、これまで、健康、安全、子育て、趣味・教養、職業的・社会的課題への対応など、個人の生活の改善や人間としての成長、自己実現につながる学習機会を提供し、共に学び合うことで多様な世代の人々のつながりを創出し、他者を理解し、受け入れ、共生する環境づくりを行ってきた。人と人との関係性が希薄になっている今こそ、社会教育による人づくり、つながりづくりの重要性を認識し、県内のあらゆる地域で積極的に取り組んでいく必要がある。

本会議においてとりまとめた報告の内容が参考とされ、多様な人々が共に学び合う社会の実現に向け、県や市町がそれぞれの役割を果たしながら、充実した取組が行われることを望むものである。

審議経過

月日	形態	主な審議内容
第1回会議 令和3(2021)年 11月10日(水)	全体会	○第36期栃木県社会教育委員会議の協議の進め方及びテーマについて ○「親」、「子ども・若者」を対象とした社会教育の推進について
第2回会議 令和4(2022)年 2月(書面開催)	全体会	○「親」、「子ども・若者」を対象とした社会教育の推進について
第3回会議 令和4(2022)年 7月28日(木)	全体会	○「外国につながる人」を対象とした社会教育の推進について ○栃木県社会教育委員会議が実施する調査について
第4回会議 令和5(2023)年 2月2日(木)	全体会	○調査結果を基にした議論の整理 ○報告書骨子について
第5回会議 令和5(2023)年 8月8日(火)	全体会	○報告書素案について
第6回会議 令和6(2024)年 2月1日(木)	全体会	○報告書について ○今後協議を必要とする課題等の意見聴取

第36期社会教育委員名簿

〔任期 令和3(2021)年7月23日～令和6(2024)年7月22日〕

議 長	青 木 章 彦	作新学院大学女子短期大学部教授
	秋 山 黎 明	宇都宮市教育委員会事務局生涯学習課長〔任期 R3.7.23～R4.7.4〕
	荒 井 博 文	栃木県立真岡高等学校長〔任期 R5.7.4～R6.7.22〕
	小 関 和 美	栃木県社会福祉協議会地域福祉部長補佐兼地域福祉・ボランティア課長 〔任期 R4.7.5～R6.7.22〕
副議長	加 藤 悦 宏	宇都宮市立横川中学校長〔任期 R5.7.4～R6.7.22〕
	金 田 淳	栃木県PTA連合会長
	加 茂 律 子	栃木県人権擁護委員連合会員
	齋 藤 禎	栃木県社会福祉協議会地域福祉部長兼地域福祉・ボランティア課長 〔任期 R3.7.23～R4.7.4〕
	佐 藤 直 人	栃木県高等学校PTA連合会長〔任期 R5.7.4～R6.7.22〕
	篠 崎 直 樹	公益財団法人栃木県国際交流協会理事長 〔任期 R4.7.5～R6.7.22〕
	島 田 知 子	一般社団法人ガールスカウト栃木県連盟長〔任期 R5.7.4～R6.7.22〕
	白 相 寛	栃木県高等学校PTA連合会事務局長〔任期 R3.7.23～R4.7.4〕
	鈴 木 克 伸	宇都宮市立横川中学校長〔任期 R3.7.23～R5.7.3〕
	鈴 木 康 子	宇都宮市教育委員会事務局生涯学習課長〔任期 R4.7.5～R6.7.22〕
	高 橋 克 彦	株式会社東武宇都宮百貨店総務部長
	舘 野 進 一	栃木県高等学校PTA連合会長〔任期 R4.7.5～R5.7.3〕
	谷 口 照 子	栃木県立那須特別支援学校長〔任期 R3.7.23～R5.7.3〕
	中 野 謙 作	一般社団法人栃木県若年者支援機構代表理事
	七 海 朱 美	栃木県女性教育推進連絡協議会副会長
	平 野 紀 子	宇都宮市立御幸小学校長
松 岡 あゆみ	栃木県家庭教育オピニオンリーダー連合会長	
美野輪 茂	公益財団法人栃木県国際交流協会理事長〔任期 R3.7.23～R4.7.4〕	
三 森 紀 子	一般社団法人ガールスカウト栃木県連盟長〔任期 R3.7.23～R5.7.3〕	
柳 田 和 子	一般社団法人栃木県子ども会連合会副会長	
渡 邊 真知子	NPO法人栃木かぬま教育支援ネットワーク代表理事 〔任期 R3.7.23～R4.7.4〕	

(五十音順・敬称略)

※役職は委員就任時

資料編

共生社会の実現に向けた県民の学びの実態に関する

アンケート調査結果概要

<調査概要>

- (1) 調査対象 社会と孤立しがちな人や生きづらさを抱えた人など
(以下、学習者という。)の抱えている課題や困難等に対する相談・助言・援助などの支援、学習機会の提供に関わりがある方(以下、支援者という。)
- (2) 調査期日 令和4(2022)年11月28日(月)～12月16日(金)
- (3) 調査方法 オンラインアンケート調査
(オンラインでの回答が難しい場合、FAX等で事務局に回答票を送付)
- (4) 調査項目 ・支援者の取組に関すること(5問)
・学習者の学びの状況や課題に関すること(7問)
- (5) 標本数 229件(依頼数560件、回答率40.9%)
(内訳) ・民間機関や団体の職員 66件(依頼数136件、回答率48.5%)
・支援員、ボランティア 52件(依頼数125件、回答率41.6%)
・公的機関職員 51件(依頼数137件、回答率37.2%)
・社会教育施設職員 60件(依頼数162件、回答率37.0%)

※ 比較対象調査

○内閣府「子供・若者の意識に関する調査」(令和2年)

- (1) 調査対象 全国13歳から29歳までの男女
- (2) 調査期日 令和元(2019)年11月1日(金)～12月2日(月)
- (3) 調査方法 インターネット調査
- (4) 標本数 10,000件

○第35期栃木県社会教育委員会議「障害者の学習活動に関するアンケート」(令和2年)

- (1) 調査対象 県内の18歳以上(性別及び障害種別不問)
・障害者支援施設等利用者
・障害者スポーツ実践者
- (2) 調査期日 令和2(2020)年7月1日(水)～7月31日(金)
- (3) 調査方法 質問紙調査
- (4) 標本数 308件

○栃木県国際課「地域国際化実態調査」(令和2年)

- (1) 調査対象 県内の住民基本台帳に記載のある満20歳以上
- (2) 調査期日 令和元(2019)年10月9日(水)～10月31日(木)
- (3) 調査方法 質問紙調査
- (4) 標本数 外国人264件、日本人152件

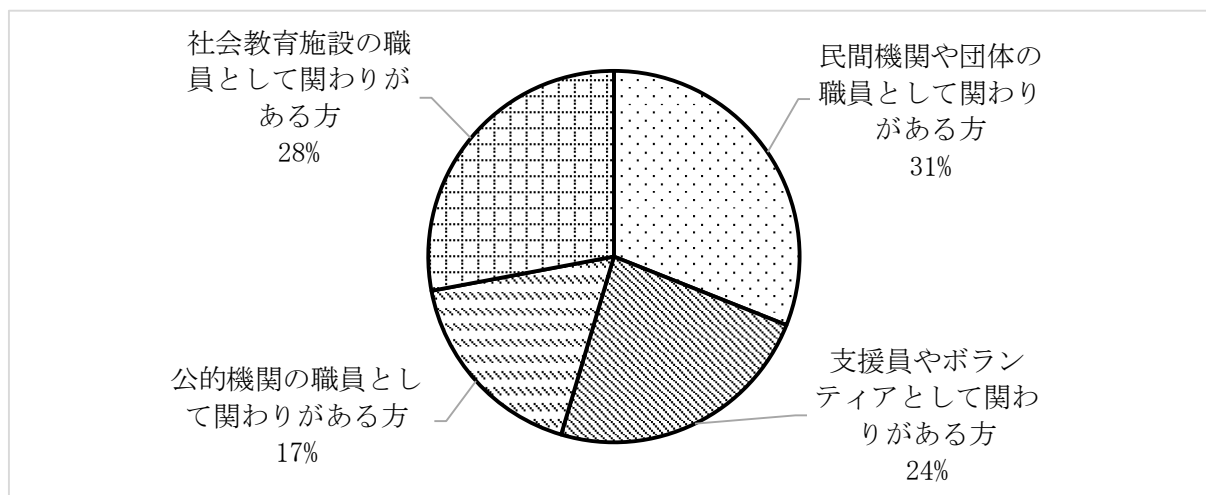
1 単純集計結果

(1) 支援者の属性・立場

質問1：支援者の所属・属性を教えてください。

質問2：あなたは、学習者への支援や学習機会の提供にどのような立場に関わっていますか。

(1つ選択)

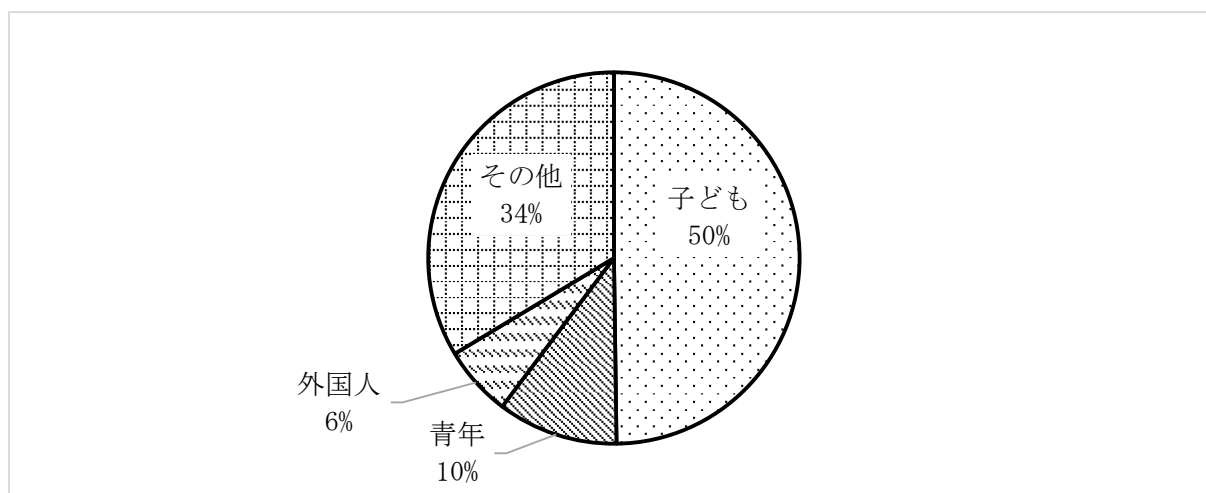


回答のあった支援者について、属性の偏りはほぼ見られず、次のような立場の方からの回答があった。

- ・民間機関や団体の職員 … NPO や社会福祉法人の職員
- ・支援員やボランティア … 各市町の主任児童委員、人権擁護委員
- ・公的機関の職員 … 各市町の児童福祉課職員、県の相談機関職員
- ・社会教育施設の職員 … 各市町の公民館職員

(2) 学習者の属性

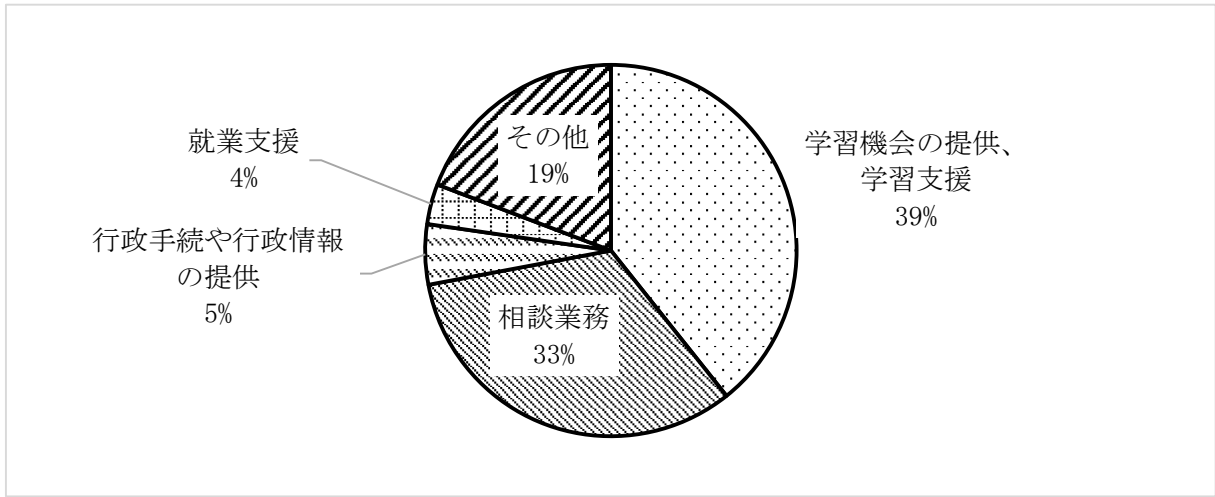
質問3：あなたが関わっている対象（学習者）はどのような方ですか。(1つ選択)



半数が「子ども」を回答した。その他については、回答者の所属から、「高齢者」や「障害者」を対象とした回答であると推察される。

(3) 支援者の関わりの内容

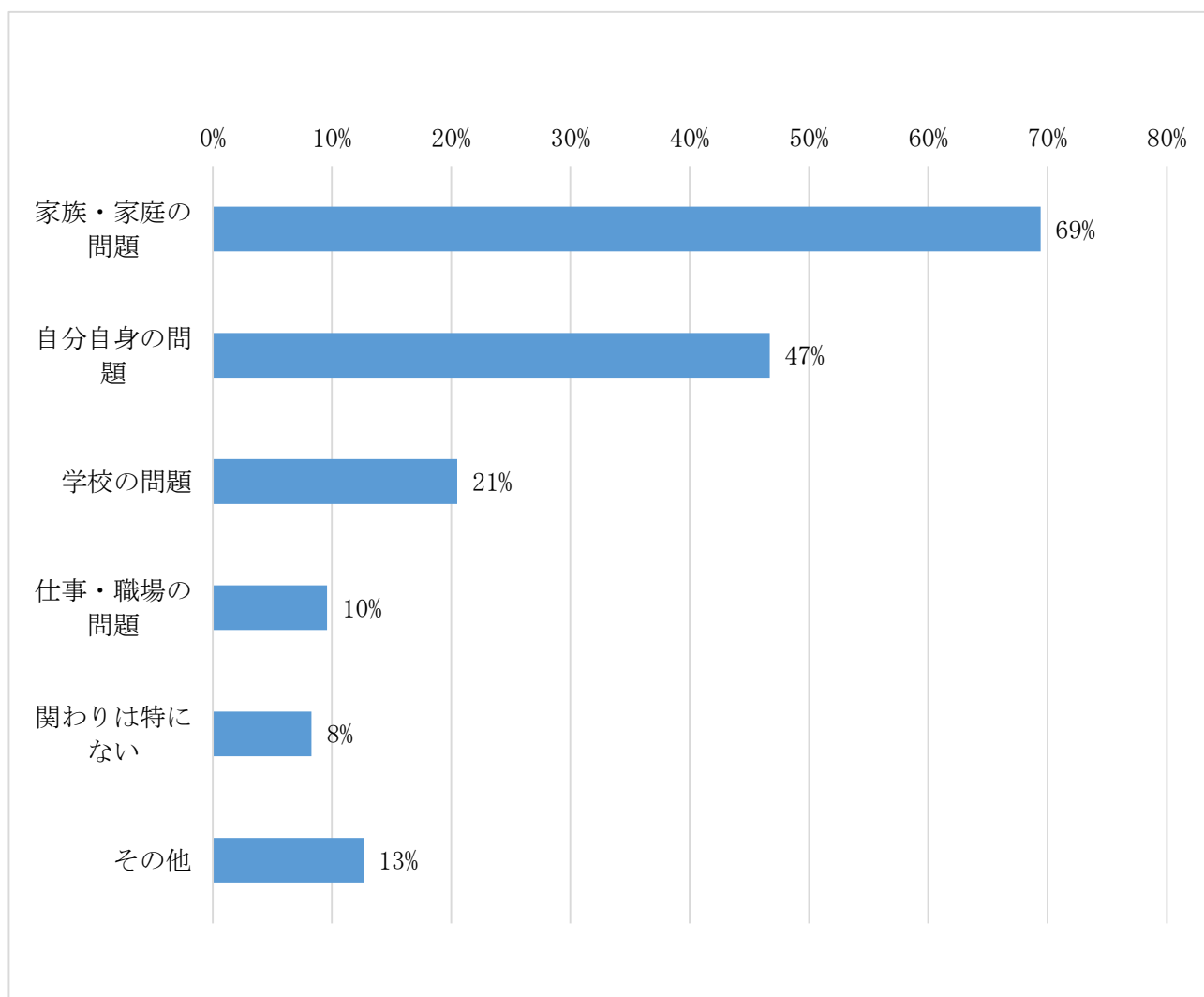
質問4：あなたは、質問3の学習者にどのように関わっていますか。(1つ選択)



「学習機会の提供」と「相談業務」が半数以上を占めている。支援者の属性から見ると、社会教育施設の職員は「学習機会の提供」、公的機関の職員や支援員・ボランティアでは「相談業務」が多い。

(4) 学習者が抱えている困難の理由

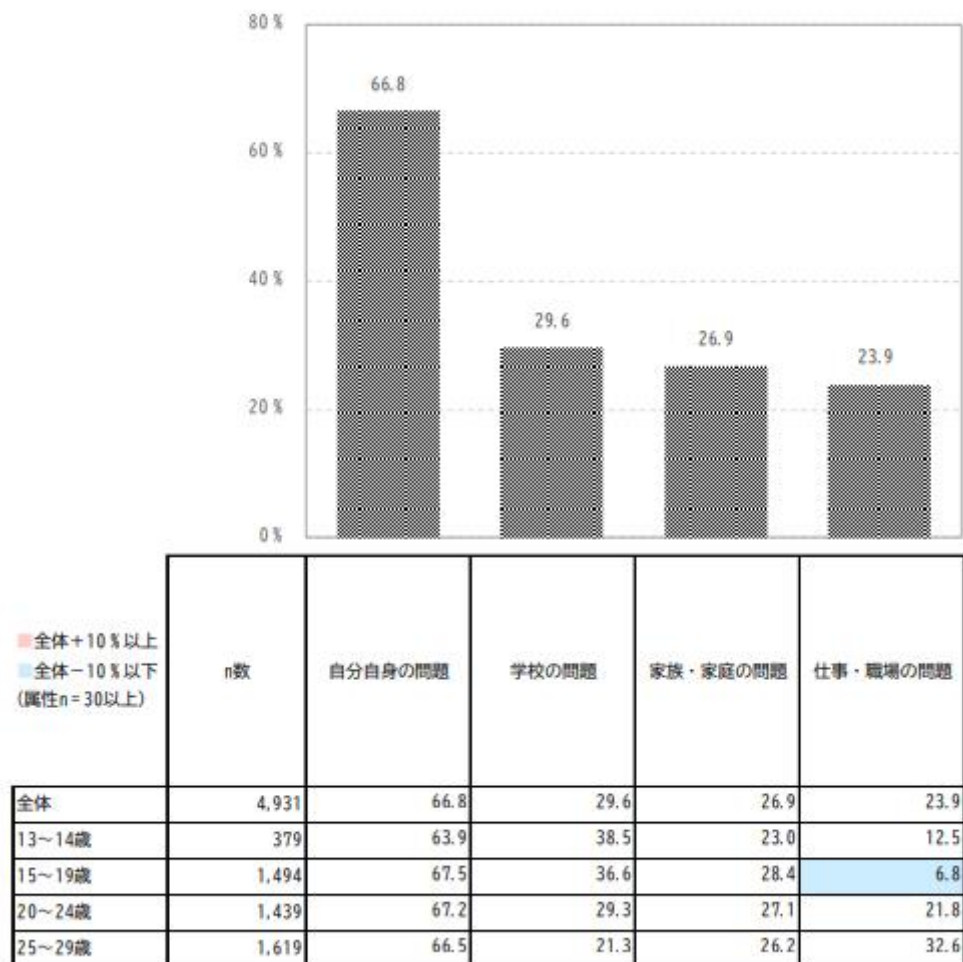
質問5：質問3の学習者が抱えている生きづらさや困難の理由として、影響が大きいと思うことは何ですか。(最大2つまで選択)



「家族・家庭の問題」や「学習者自身の問題」の割合が多く、特に支援員やボランティアの立場からは、「家族・家庭の問題」の回答が多かった。

【参考】 内閣府「子供・若者の意識に関する調査」

- Q5. あなたは今までに、社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験があったと思いますか。
- Q6-2. そうした問題を経験した事柄の中で、特に影響が強かったと思うことは何ですか。
(2つまで)



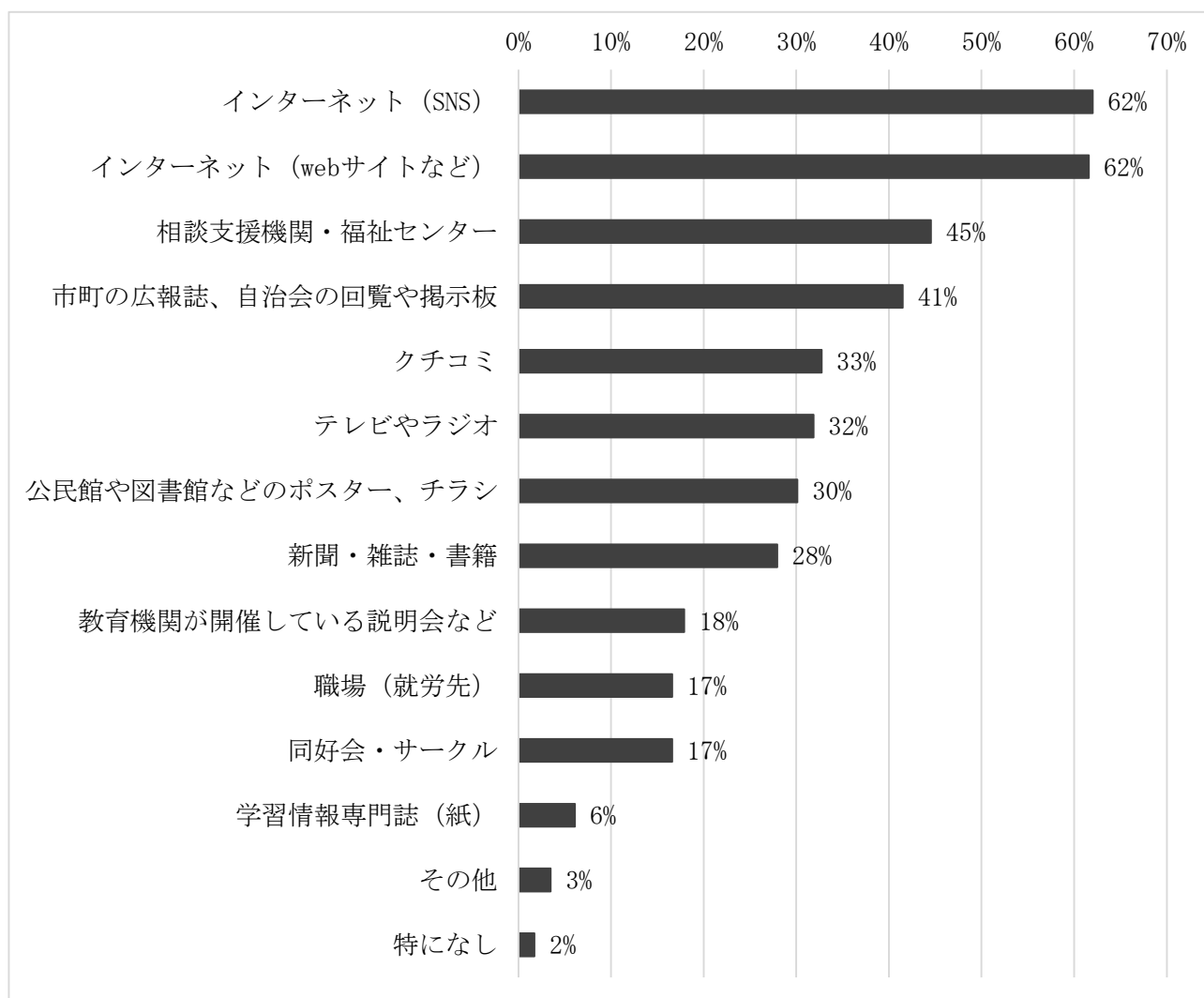
問題を経験した事柄の中で、特に影響が強かったと思うことについて全体で最も高いのは、「自分自身の問題」(66.8%)。次いで「学校の問題」(29.6%)と続く。

年齢区分別でみると、「学校の問題」は“13~14歳”(38.5%)、“15~19歳”(36.6%)が全体と比べ高く、有意差が認められた。

「仕事・職場の問題」は“25~29歳”(32.6%)が、全体と比べ5ポイント以上高く、有意差も認められている。

(5) 学習に関する情報の入手方法

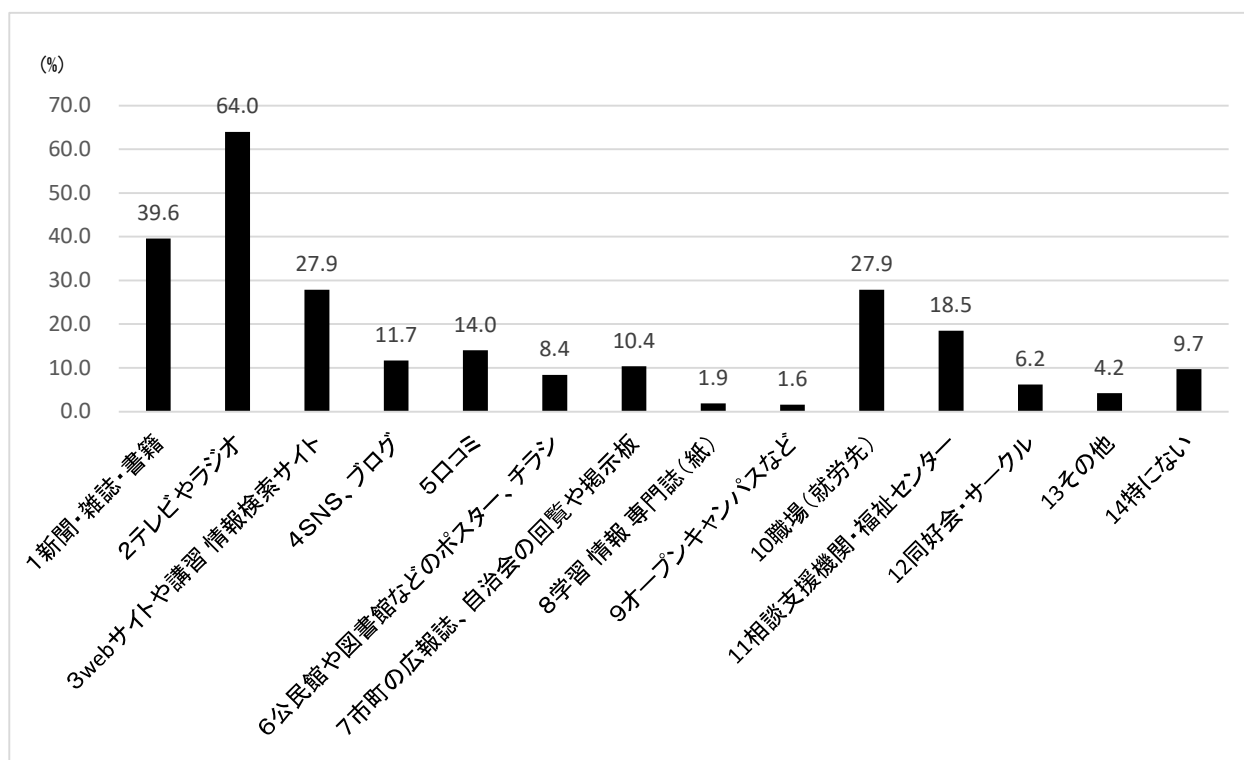
質問6：学習者は、どのような方法であれば学習に関する情報を得やすいと思いますか。あてはまるものすべてを選んでください。(複数選択)



「SNS」や「Webサイト」など、インターネットを活用した方法の回答の割合が高かった。支援者の立場別に回答を見ると、社会教育施設職員では、他の回答者群と比較して「相談支援機関」の選択が低く、「市町の広報誌」が高い傾向にあった。

【参考】 第 35 期栃木県社会教育委員会議「障害者の学習活動に関するアンケート」

質問 5 : あなたは学びに関する情報をどのようなものから得ていますか。また、誰から得ていますか。(複数選択可)

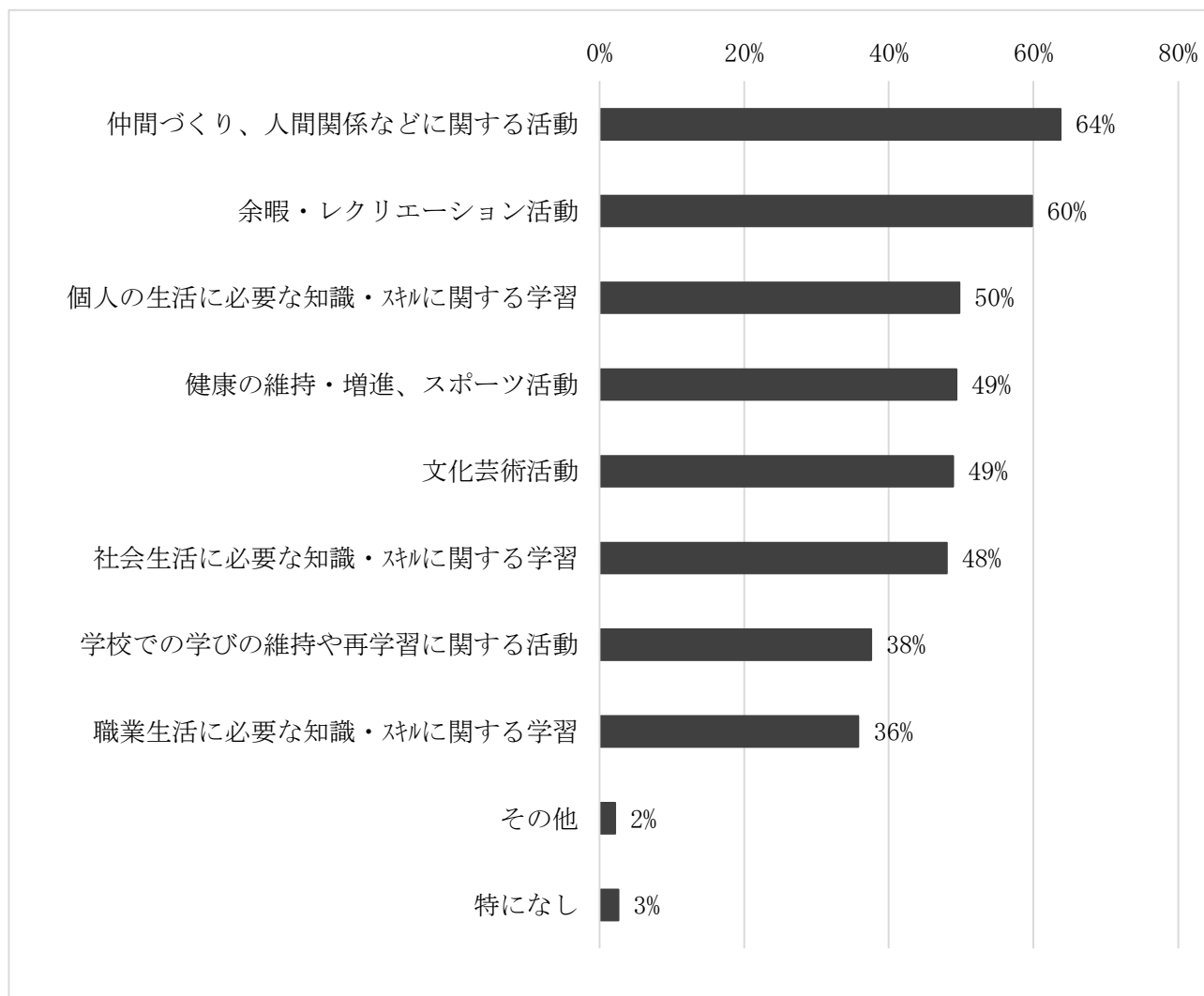


グラフは、障害者が「学びに関する情報を何から得ているか」の問いに対する回答結果を割合で示したものである。学びの情報源として割合が高かったものは、「2 テレビやラジオ(64.0%)」、「1 新聞・雑誌・書籍(39.6%)」、「3 Web サイトや講習情報検索サイト(27.9%)」、「10 職場(就労先)(27.9%)」である。

メディアや職場(就労先)だけでなく、「6 公民館や図書館などのポスター、チラシ」、「7 市町の広報誌、自治会の回覧板や掲示板」から情報を得ている人も一定数いることから、従来から行われている周知の効果についても見落とすことはできない。一方、「4 SNS、ブログ」等の新たな周知方法を工夫していくことも必要であると言える。

(6) 学習のニーズ

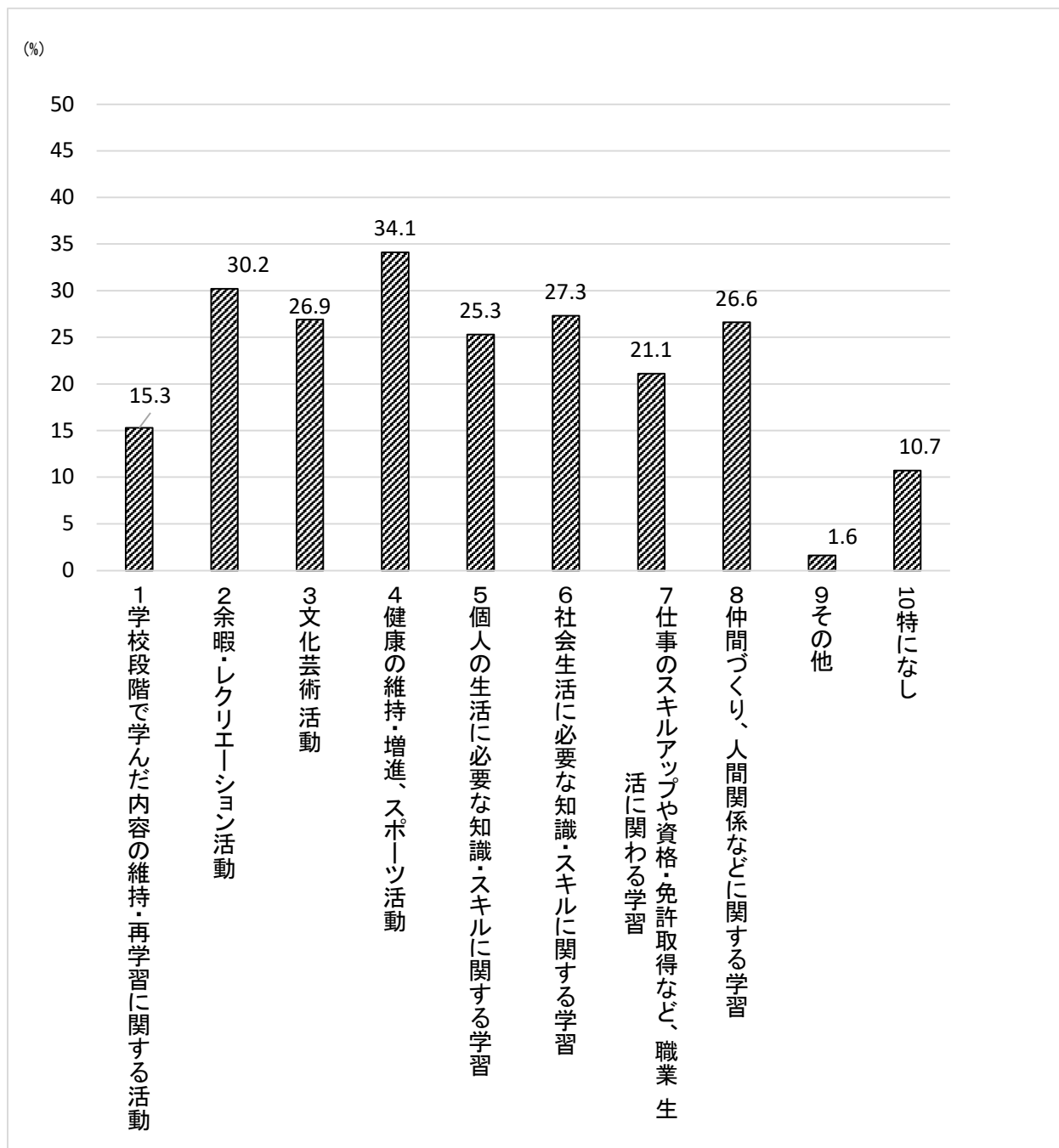
質問7：学習者は、どのような学習であれば参加したいと感じたり、学習の必要性を感じたりすると思いますか。あなたの考えに当てはまるもの全てを選んでください。(複数選択)



「仲間づくり」と「余暇・レクリエーション活動」の回答が6割前後であり、他の回答と比較し高くなっている。また、「学校での学びの維持や再学習に関する活動」と「職業生活に必要な知識・スキルに関する学習」については、4割弱と他の回答より低かった。

【参考】 第35期栃木県社会教育委員会「障害者の学習活動に関するアンケート」

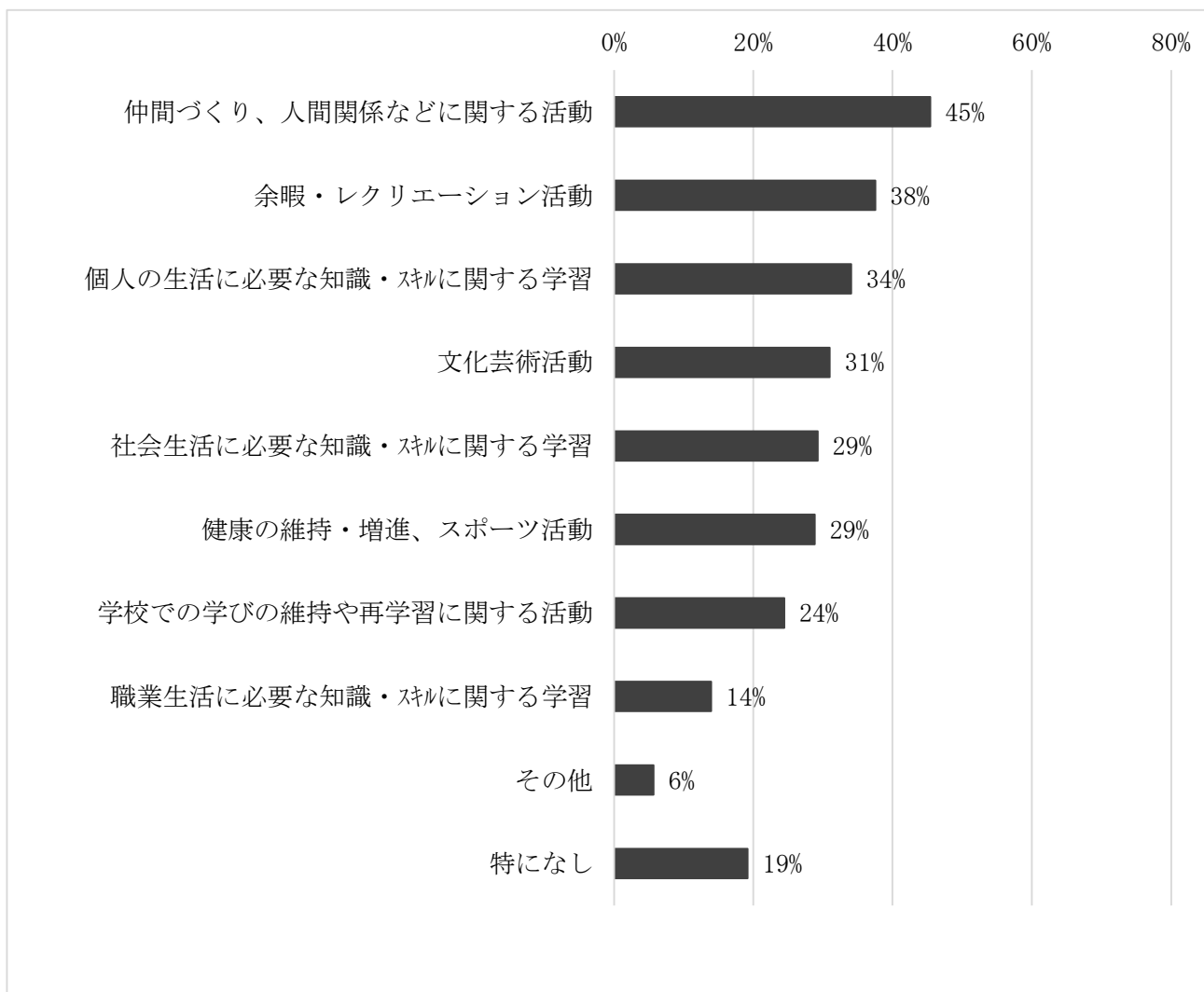
質問7②：あなたが今後学んでみたいことについて、以下の項目から選んでください（複数選択可）。



「6 社会生活に必要な知識・スキルに関する学習」、「8 仲間づくり、人間関係に関する学習」等、多くの項目で、「これまでの学習経験」に比べて「今後のニーズ」の割合が高くなっていることから、本県の障害者の学びに対する意欲は高く、学んでみたい学習内容も多岐にわたっていると見える。

(7) 提供している学習機会や情報

質問8：現在、あなたが学習者に対して機会を提供したり、情報の提供をしたりしている活動はありますか。(複数回答)

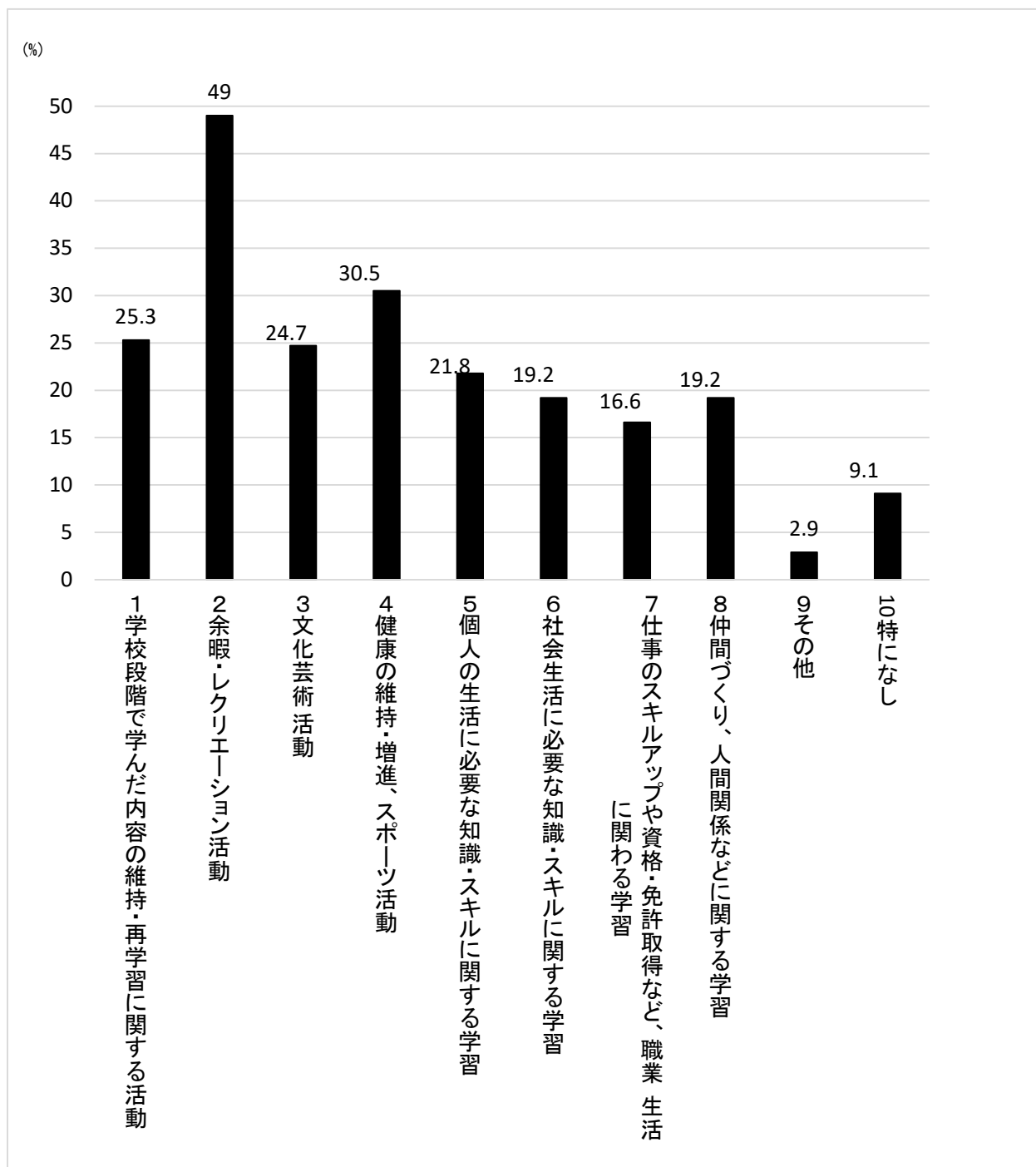


質問7の回答の傾向と大きな差は見られない。

なお、子どもに対しては、「学校で学んだ内容」「仲間づくり」の回答の割合が、青年に対しては、「社会生活」「職業生活」の回答の割合が他の項目と比較して高い傾向があった。

【参考】 第35期栃木県社会教育委員会「障害者の学習活動に関するアンケート」

質問7①：あなたが学校卒業後に学んだことについて、以下の項目から選んでください（複数選択可）。

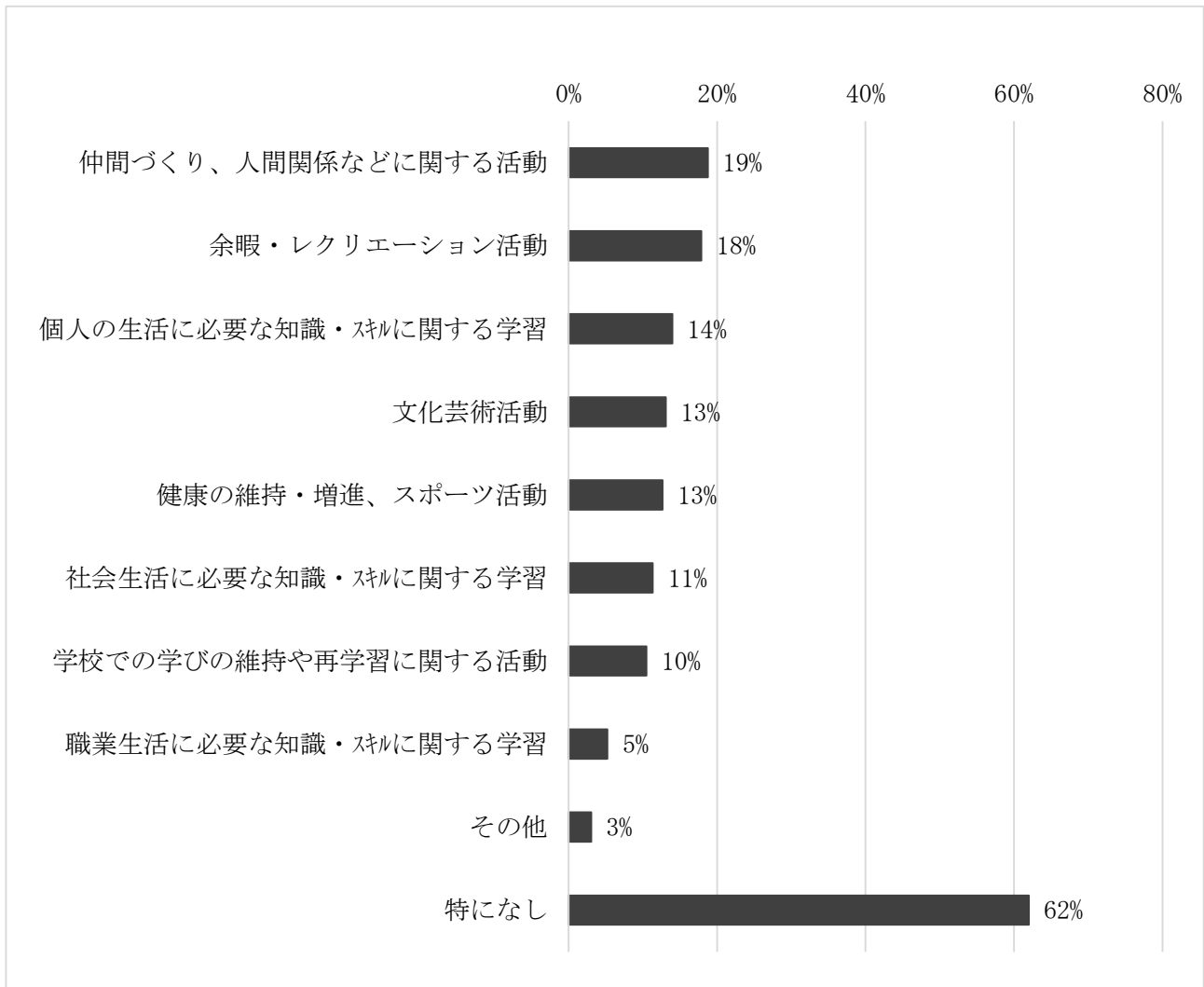


本県障害者は、学校卒業後も約半数が「2 余暇・レクリエーション活動」に取り組むなど、様々な生涯学習を行っている。また、「10 特になし」と回答した人の割合が「これまでの学習経験」、「今後のニーズ」ともに全国と比較して約30ポイント程度低く、学びに対して高いニーズがあることが本県の特徴であると言える。

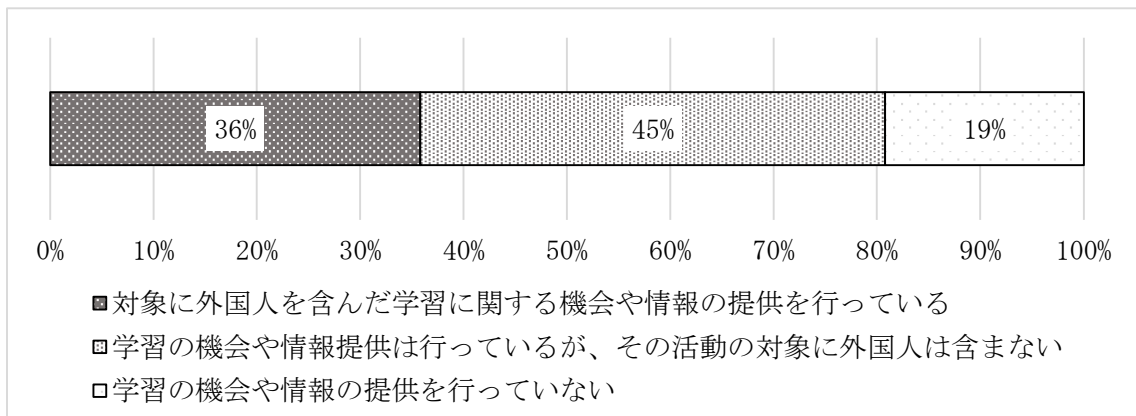
(8) 外国人の取組の状況

質問8：現在、あなたが学習者に対して機会を提供したり、情報の提供をしたりしている活動はありますか。(複数回答)

質問9：質問8の活動の対象に外国人が含まれる場合は、チェックしてください。(複数選択)



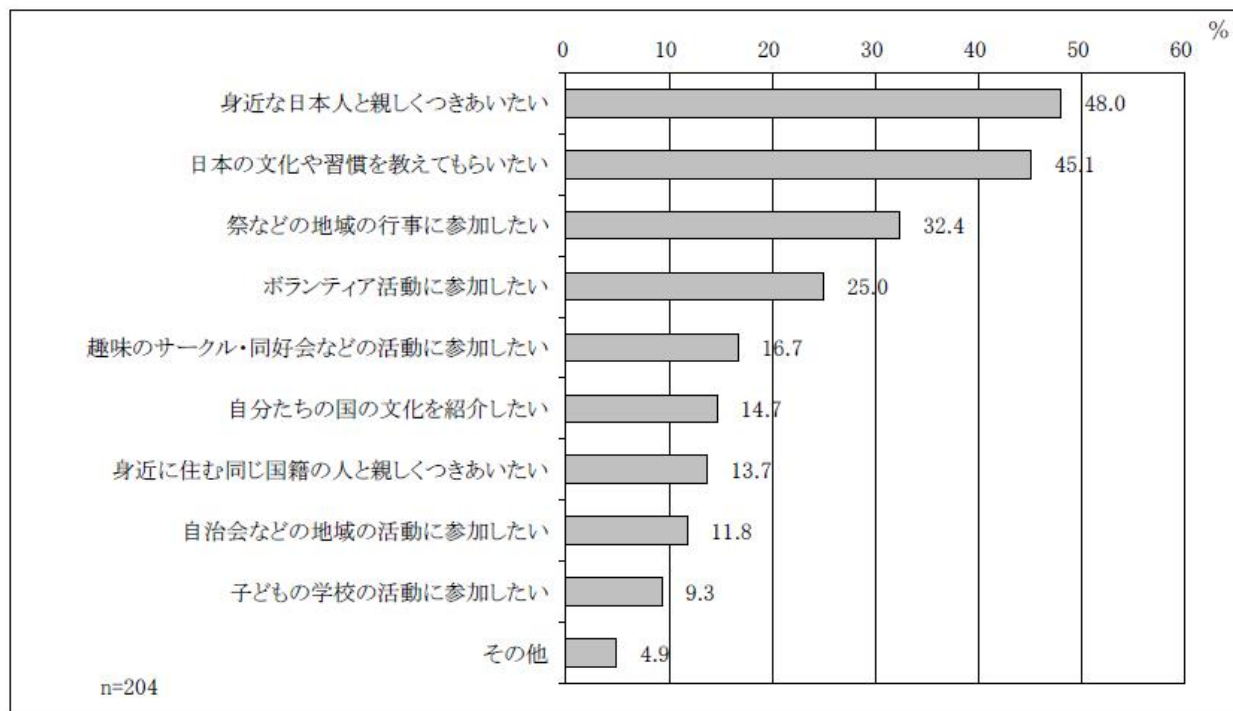
「特になし」が半数以上になった。下のグラフは、質問8と質問9の結果を組み合わせたものになる。質問8で学習機会や情報の提供を行っていると回答し、質問9で何か一つでも外国人を対象に含むものがあると回答した人は、全体の36%ほどであった。



【参考】 栃木県国際課「地域国際化実態調査」

Q38：(人づきあいや地域活動に参加したいと回答した外国人を対象)

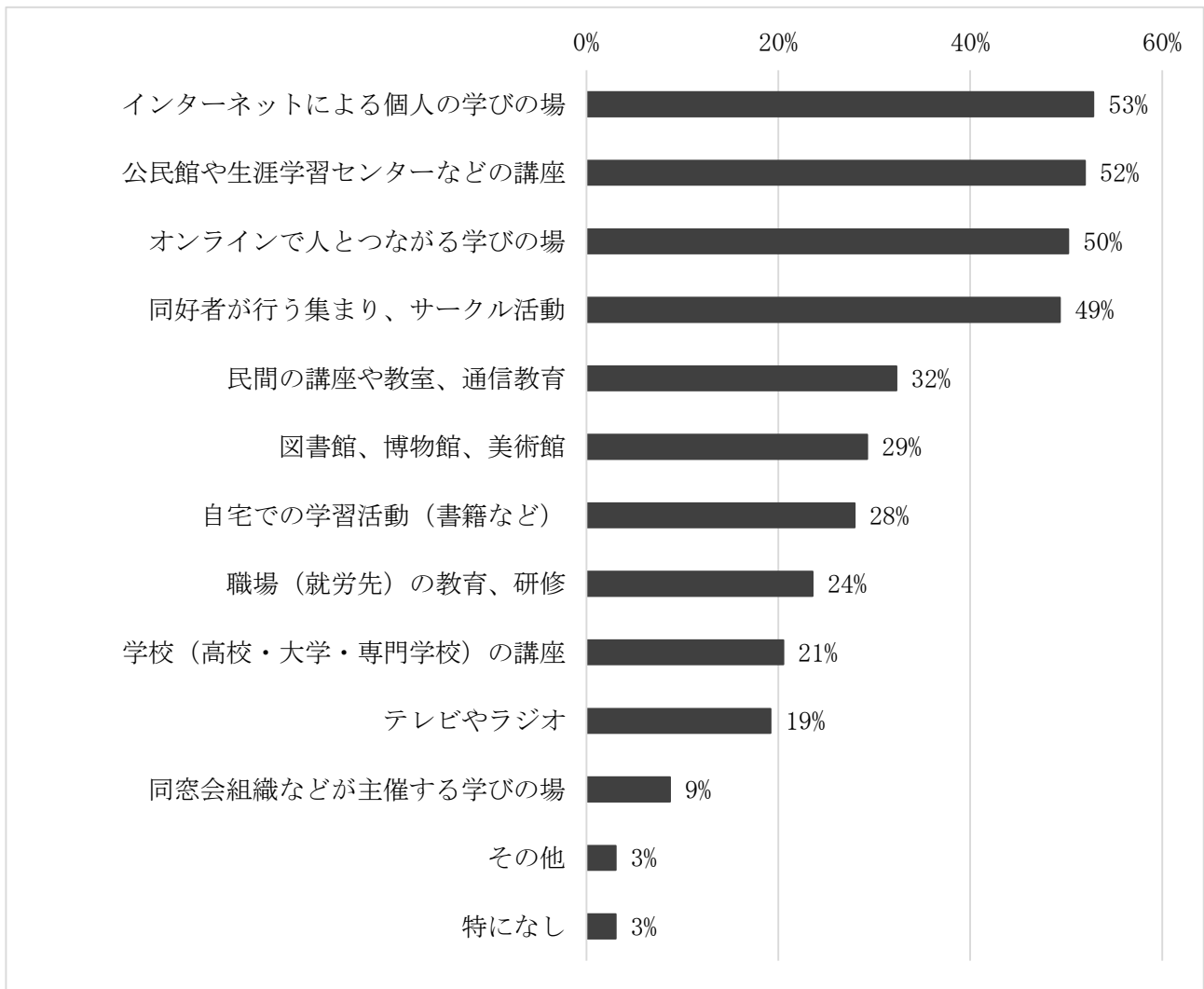
日常生活でどのようなことを望みますか。



人づきあいや地域活動に参加を「したい」と回答した人に対してどのようなことを望むか尋ねたところ、「身近な日本人と親しくつきあいたい」が 48.0%と最も多く、次いで、「日本の文化や習慣を教えてください」(45.1%)、「祭などの地域の行事に参加したい」(32.4%)となっている。

(9) 参加しやすい学習の場

質問 10：学習者は、どのような場であれば学習に参加しやすいと思いますか。当てはまるものすべてを選んでください。(複数選択)



インターネットを活用した学習の場として、「インターネットによる個人の学び」と「オンラインで人とつながる学び」のどちらも回答の割合が高かった。

また、「公民館や生涯学習センターなどの講座」についても、インターネットを活用した項目と同様の回答の割合であった。

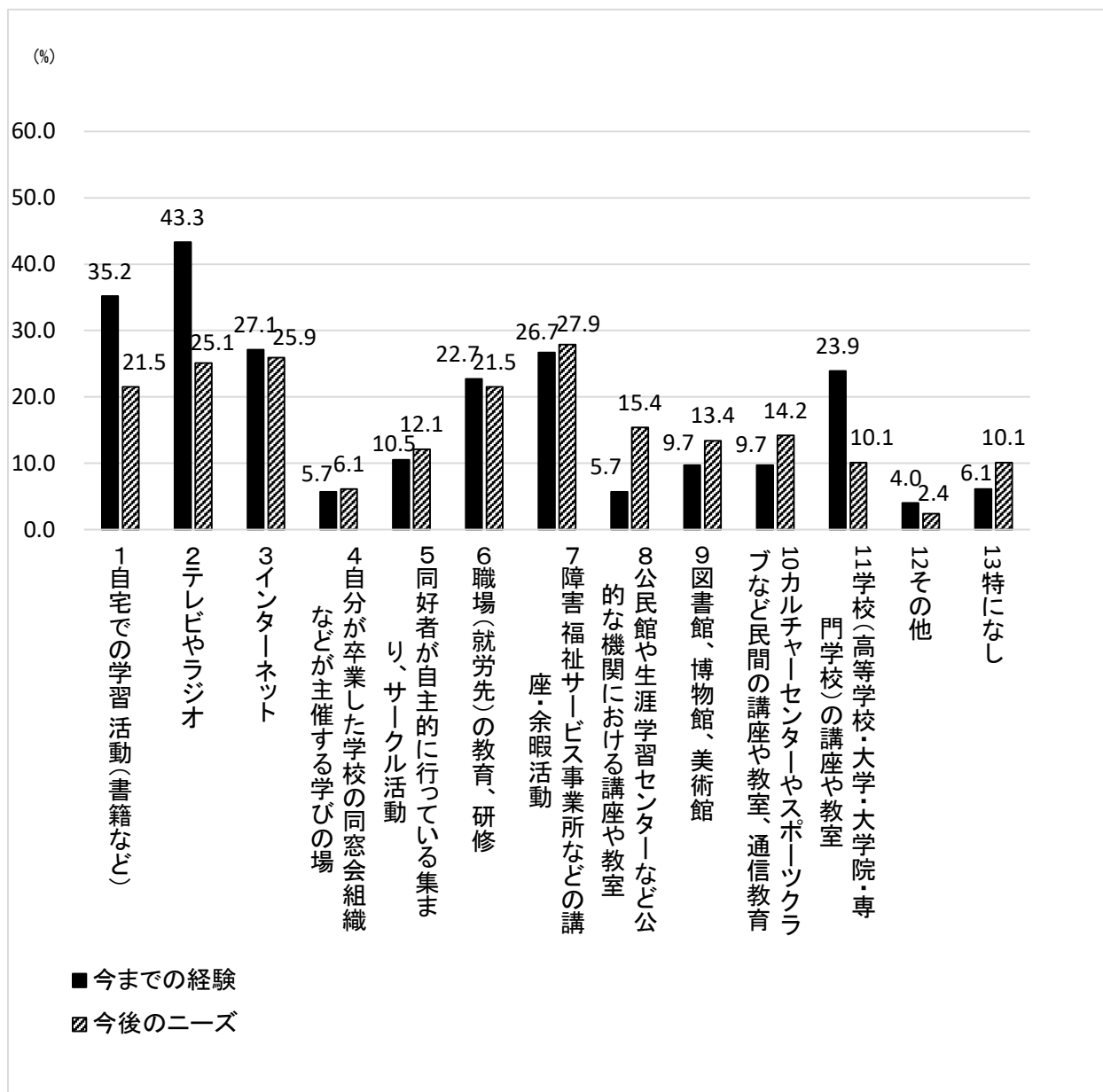
【参考】 第35期栃木県社会教育委員会議「障害者の学習活動に関するアンケート」

質問9①：あなたは今までどこで学習活動を行いましたか、以下の項目から選んでください。

(複数回答可)

②：あなたは今後どこで学習活動をしたいと思いませんか、以下の項目から選んでください。

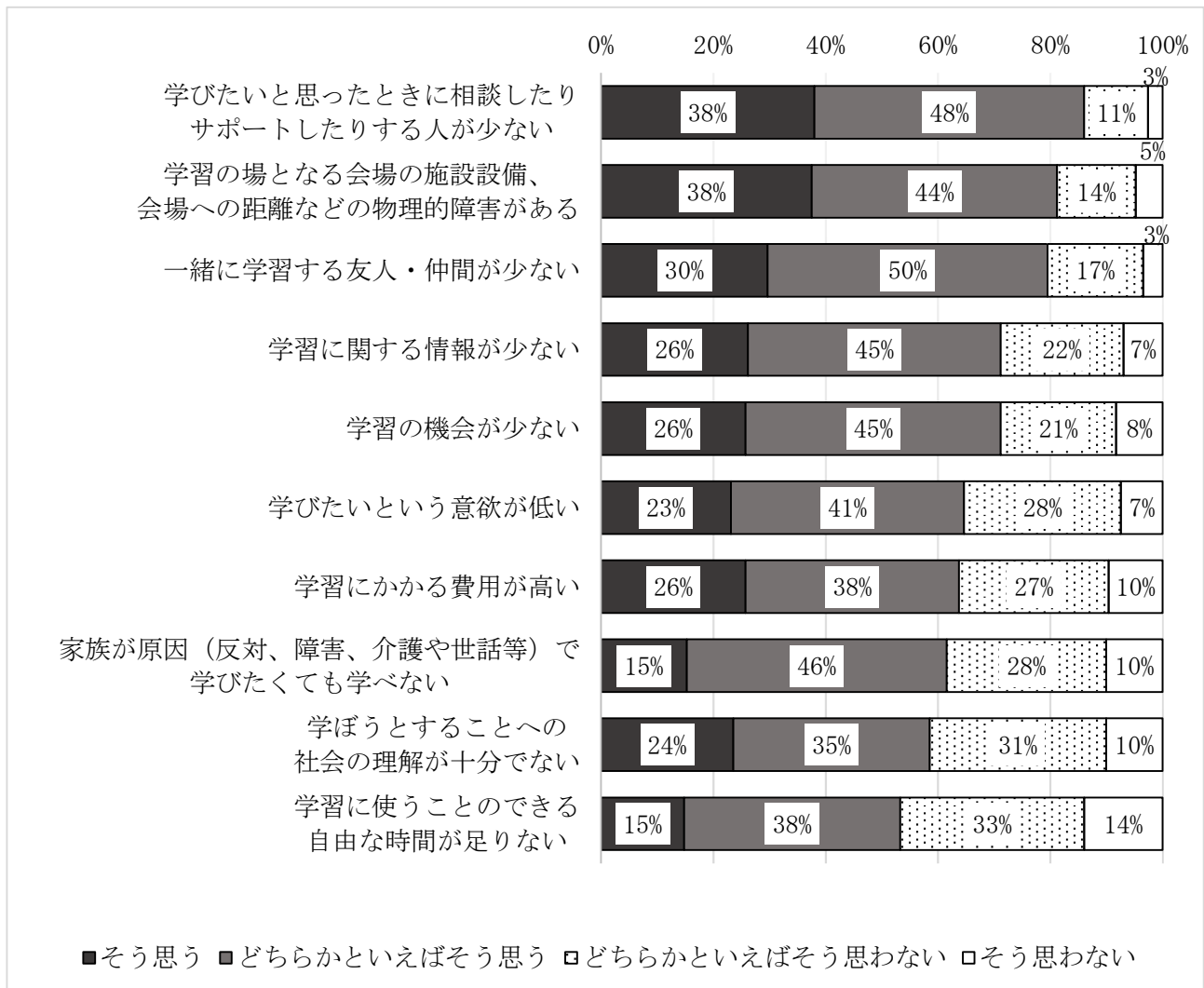
(複数選択可)



「1 自宅での学習活動(書籍など)」、「2 テレビやラジオ」、「3 インターネット」で学習した経験のある人の割合は、本県、全国共に高い。しかし、今後のニーズはこれまでの経験と比較すると低下している。本県において、これまでの学習経験に比べて今後のニーズが高い項目は、「5 同好者が自主的に行っている集まり、サークル活動」、「8 公民館や生涯学習センターなど公的な機関における講座や教室」であることから、本県の障害者は、一人での学習ではなく、人と関わりを持ちながら学びたいと考えている人の割合が高い可能性が指摘できる。

(10) 学習を行うことに対する課題

質問 11：学習者が学習を行うことに対する課題はどのようなことだと思いますか。（各項目一つずつ選択）

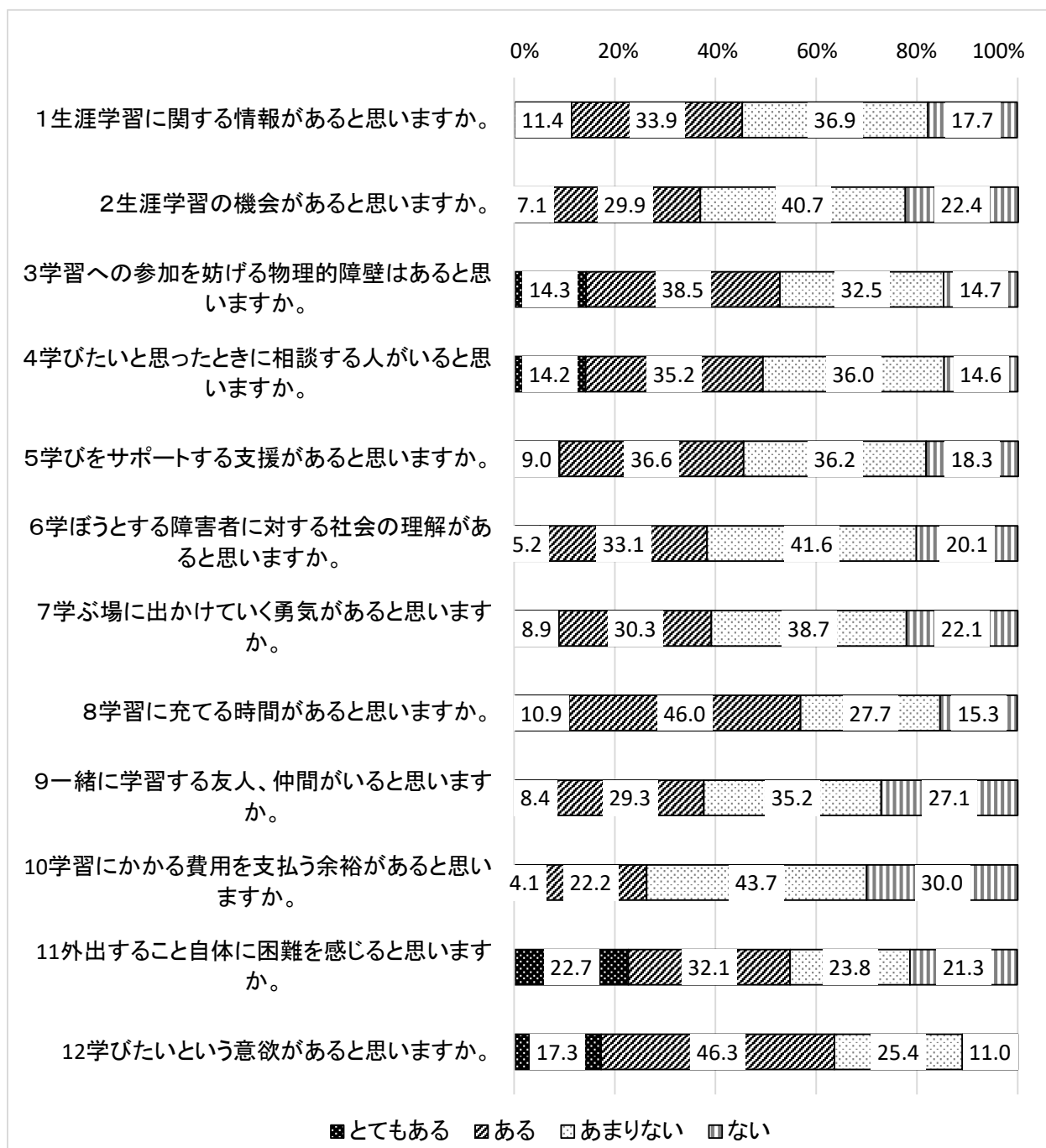


上位の項目について、他の質問と次のような関連が見られた。

- ・課題に「相談・サポート相手がいないこと」を挙げた人
学習に関する情報を得やすい方法（質問 6）で「相談支援機関・福祉センター」を挙げている。
- ・課題に「学習場所への物理的障壁」を挙げた人
参加しやすい学習の場（質問 10）で「インターネット」を挙げている。
- ・課題に「友人・仲間が少ない」を挙げた人
参加したいと感じたり必要性を感じたりする学習の内容（質問 7）で、「仲間づくり」を挙げている。

【参考】 第35期栃木県社会教育委員会「障害者の学習活動に関するアンケート」

質問10：学校卒業後における障害者の方が学びを行うことに対する課題についてお聞きします。
 具体的に、どのような課題があると思いますか。（以下の項目から、1つずつ選択してください。）



本県で「とてもある」、「ある」と回答した割合が低い項目は、「10 学習にかかる費用を払う余裕があると思いますか」、「2 生涯学習の機会があると思いますか」、「9 一緒に学習する友人、仲間がいると思いますか」、「6 学ぼうとする障害者に対する社会の理解があると思いますか」、「1 生涯学習に関する情報がありますか」であり、これらが障害者の生涯学習を推進する上での課題となっている可能性がある。

(11) 学習機会の提供や支援への意見

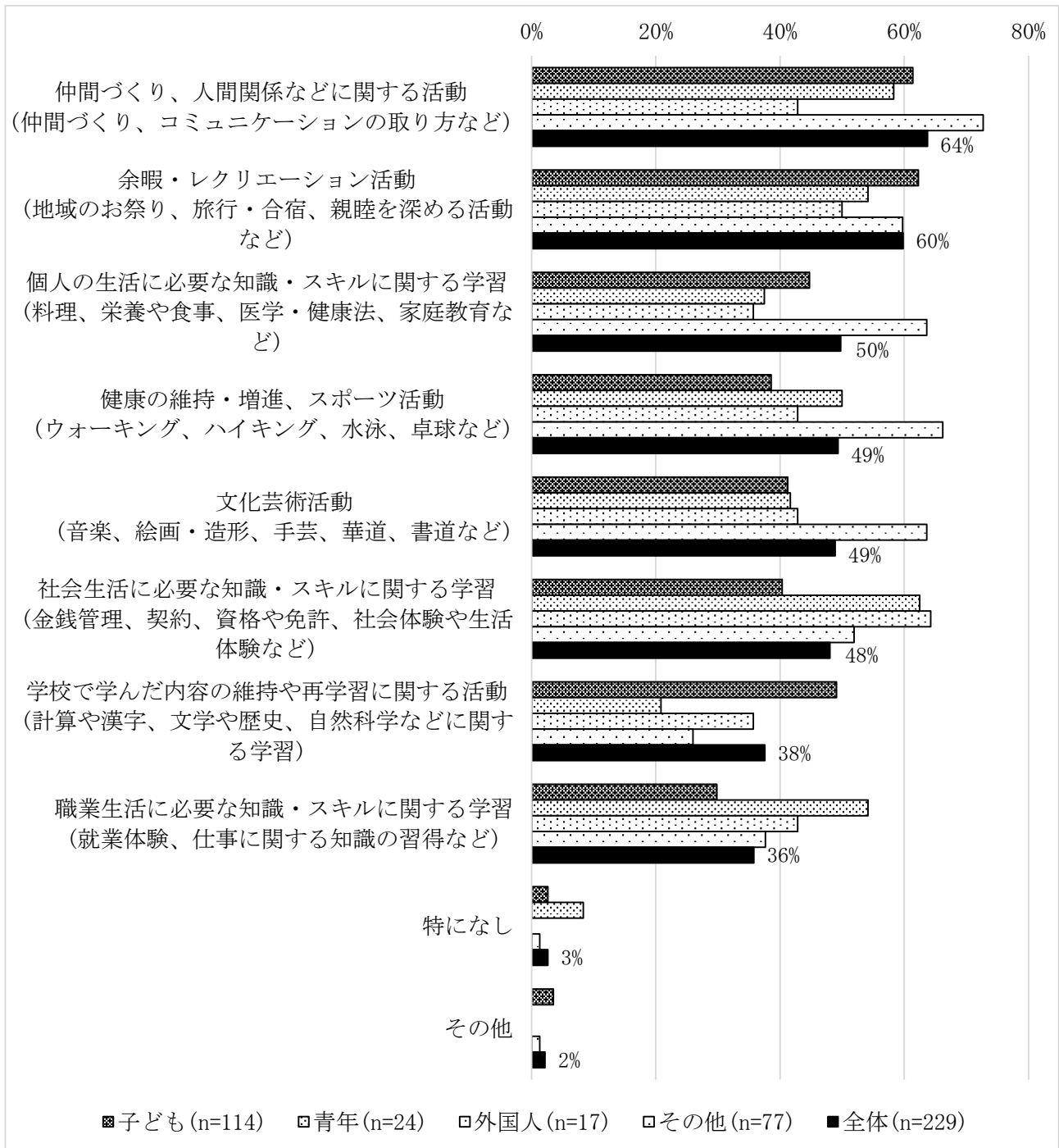
質問 12：学習者に対する学習機会の提供や支援について、御意見をお聞かせください。(自由記述)

自由記述では、主として以下のような意見が寄せられた。

- ①「社会と孤立しがちな人は、学習意欲が低いことが多い」といった、学習への意欲の低下に関する意見。
- ・社会と孤立しがちな人や生きづらさを抱えた人は、学習意欲が低いことが多く、十分な学校教育も受けていないことが多いように感じており、社会教育に繋ぐことは難しいと感じています。
 - ・環境による学習機会の喪失は多少考えられますが、本人に学習意欲がないケースや学習自体に意義を見出せていないことが多い印象があります。
 - ・日本に住んでいても日本人と関る機会が少ないと感じます。外国人からは疎外感もあるだろうと感じます。一緒のコミュニティにいると認識できたほうが学習意欲も高まるのではないのでしょうか。
- ②「学習者が自ら内容を選択できる」といった、学習者の意欲や希望に添った内容の設定に関する意見。
- ・学校での集団での学習に限界が来ていると思います。学力を知識重視じゃなく、社会的なスキル、経験も含めて捉えてもいいのかなと思います。内容を選択できて、少人数のグループであるような学びがいいのではないのでしょうか。
 - ・家庭の事情や、人間関係など、理由はそれぞれなので、その子にあった支援があると良いと思いますが、なかなか難しいと思います。
 - ・最近「個人情報なので」と、なかなか情報を集められないことが多いです。今回のアンケートにおける『学習者』となる困っている方へのさまざまな情報提供の難しさもあると思います。小・中学生の時から、多様な学習の方法があることや、年齢に関係なく集まれる場所があるといいのになと思うことはあります。
- ③「届けたい人へ届けることの難しさを感じている」などの、学習者への情報伝達の課題に関する意見。
- ・学びたいと思ってもどこで何を学べるかという情報を得ることが難しいのではないかと思います。
 - ・学習の機会を知らせる広報活動が不十分。私たちの会として一番悩んでいる課題です。
 - ・支援者も互いに学びあい、横のつながりを持ち、大きな輪で支援者を包み、お互いの良さを生かした支援や学習機会を提供していけると良いと思います。

2 クロス集計結果

(1) 学習者の属性と学習のニーズとの関係【質問3と質問7】



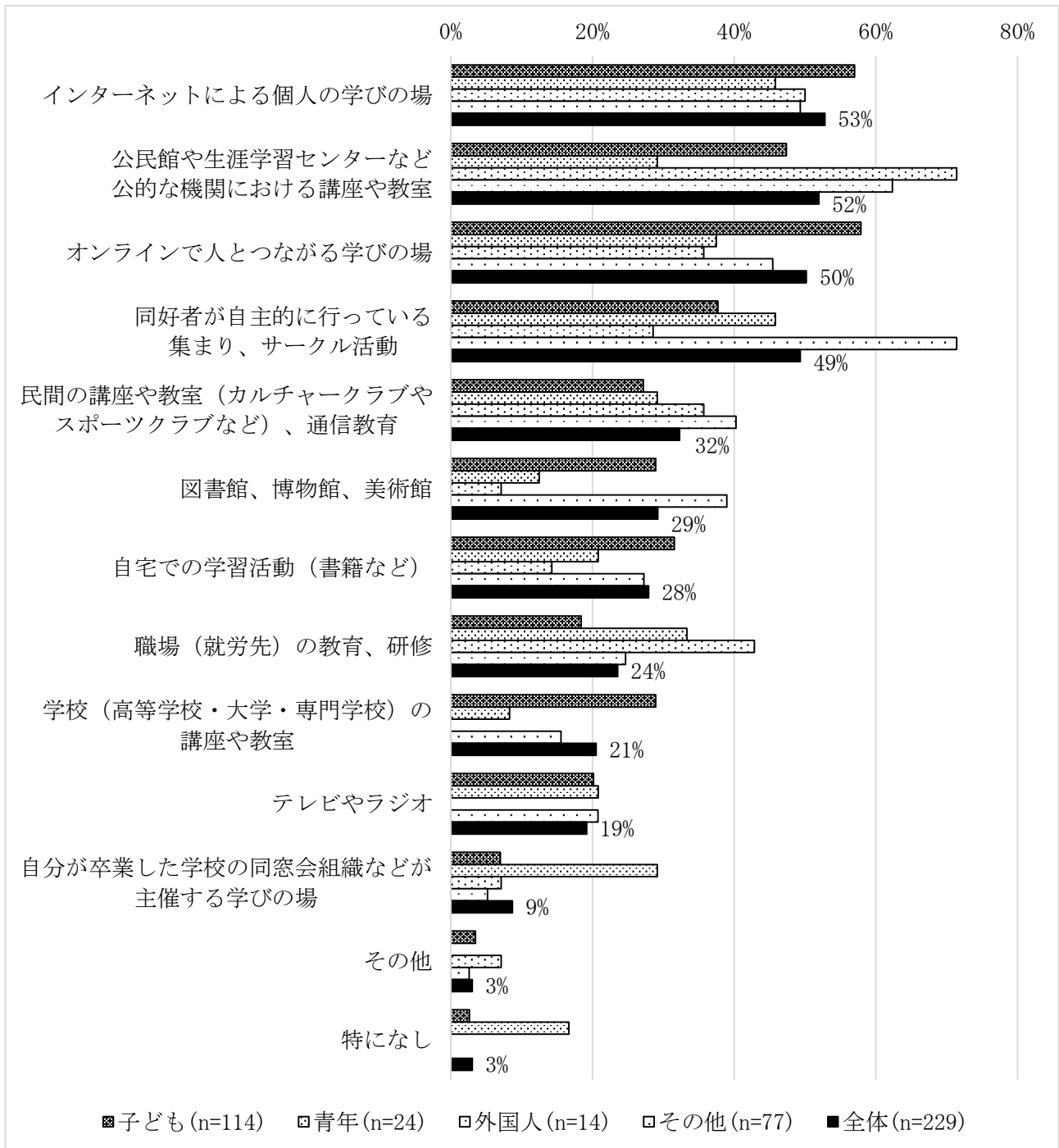
学習者の属性別に見ると、「余暇・レクリエーション活動」については、大きな差は見られない。

「青年」では、「社会生活に必要な知識」や「職業生活に必要な知識」が平均に比べ高くなっており、「学校で学んだ内容」については低い結果になっている。

「子ども」では、「社会生活に必要な知識」「職業生活に必要な知識」は比較的低く、「学校で学んだ内容」については高い結果となった。

「外国人」では、どの項目も概ね40%前後となっているが、「社会生活に必要な知識」については60%を越えている。

(2) 学習者の属性と参加しやすい学習の場との関係【質問3と質問10】

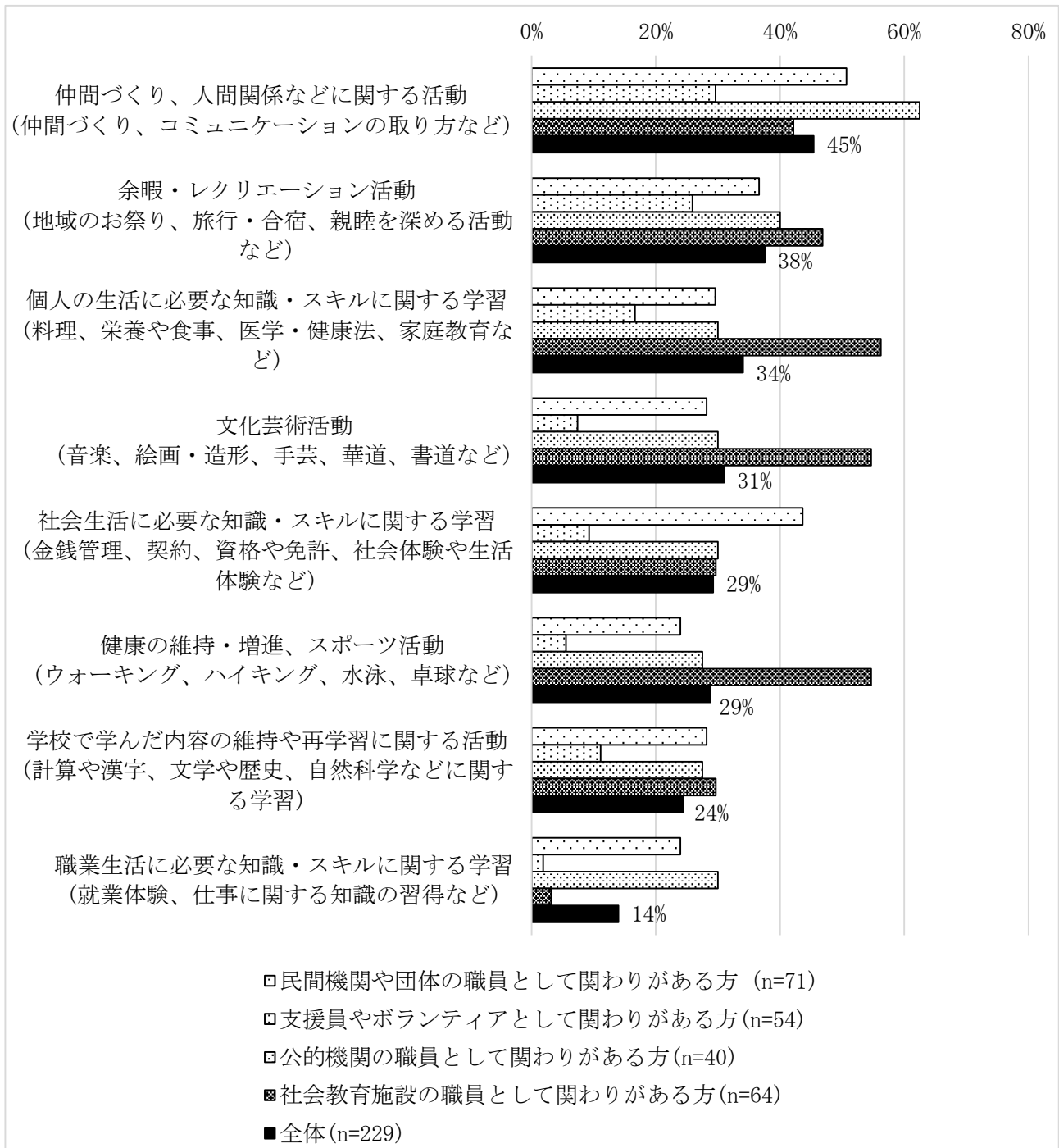


学習者の属性のうち、「子ども」と「青年」を比較すると、多くの項目で「青年」の方が値は低くなっており、「同窓会組織」「職場の教育」「民間の講座」など、成人が対象になりやすい項目のみ「青年」の方が値は高くなっている。

「子ども」では、インターネットに関する2項目が上位を占めている。

「外国人」では、インターネットを活用した学習の機会よりも、「公民館などの公的機関」の回答の割合が高い結果となった。

(3) 支援者の属性・立場と提供している学習機会や情報の関係【質問2と質問8】



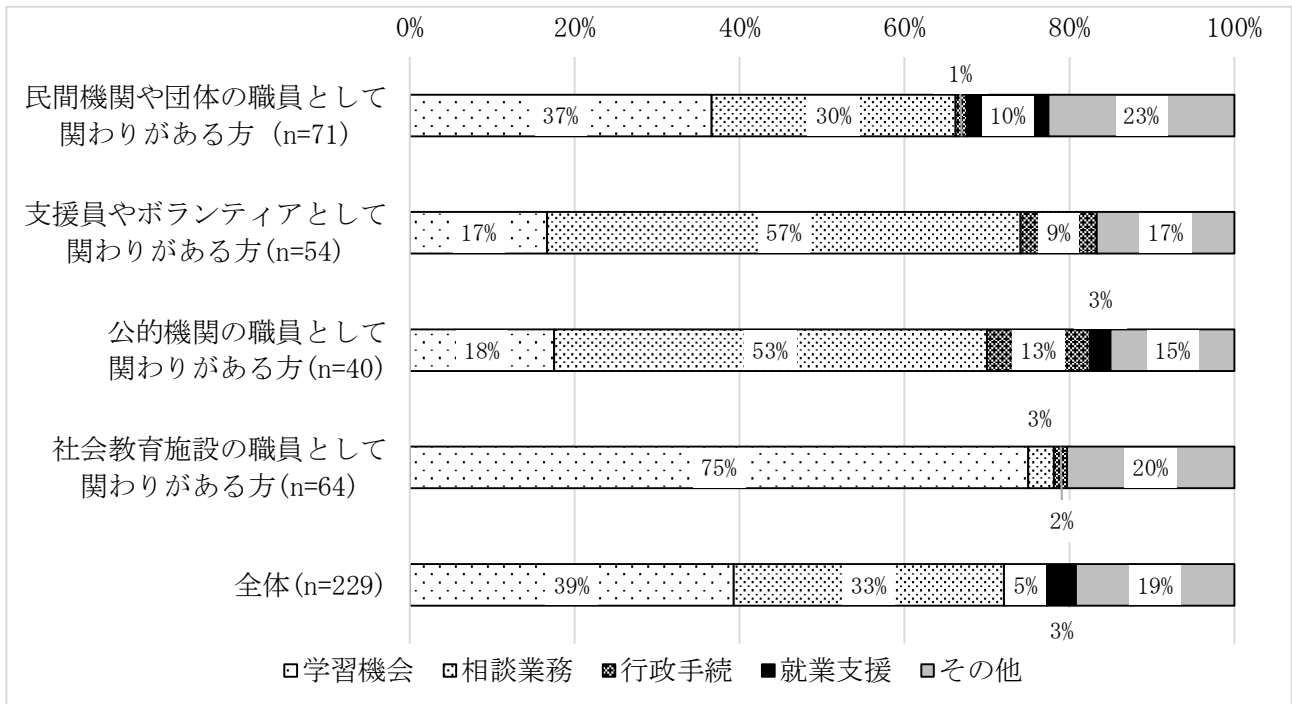
学習に関する機会や情報の提供について、支援者の属性・立場によって回答に違いが見られる。

「支援員・ボランティア」についてはいずれの項目でも回答率が低くなっている。

「社会教育施設職員」では「個人生活」「健康」「文化芸術活動」の3項目が全体平均に比べ回答率が高く、「職業生活」は低くなっている。

「民間団体」及び「公的機関」では、「仲間づくり」「社会生活」「職業生活」の3項目が全体平均より高くなる傾向が見られる。

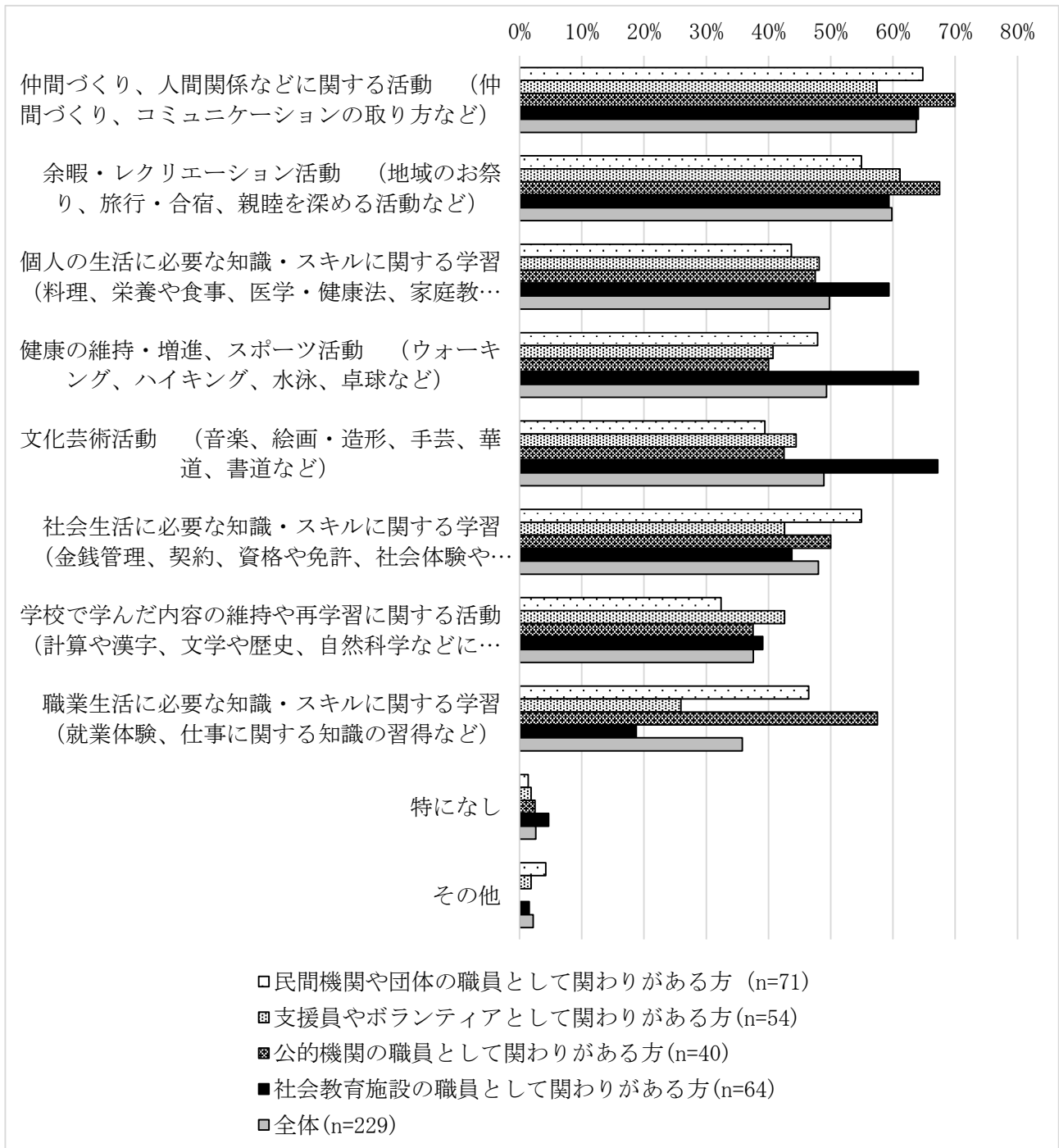
(4) 支援者の属性・立場と学習者への関わり方の関係【質問2と質問4】



学習機会の提供と相談業務の関わり方について、支援者の立場で特徴的な傾向が見えた。

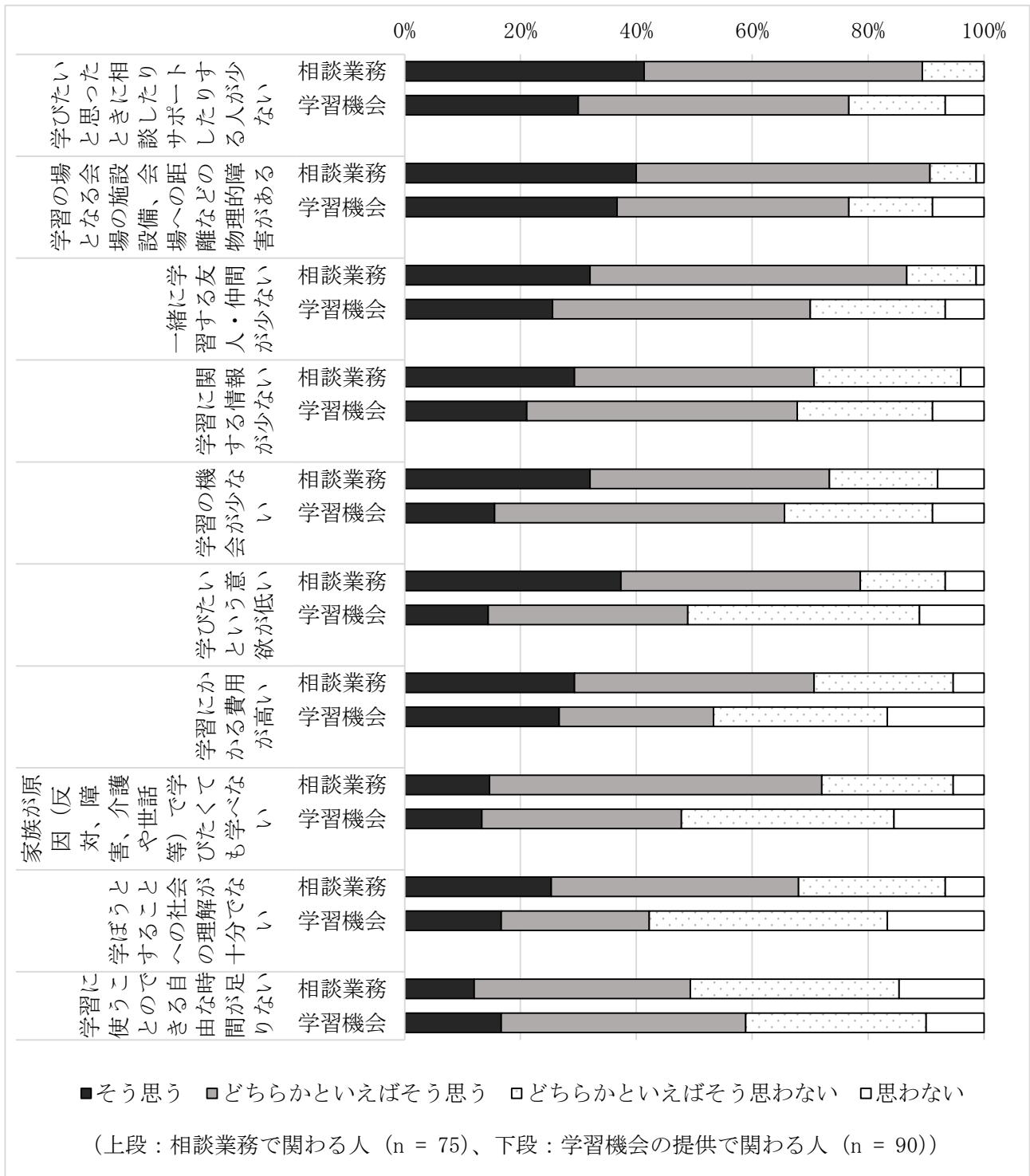
支援員やボランティア、公的機関の職員では、相談業務での関わり方が半数以上を占めており、一方で、社会教育施設の職員では、4分の3近くが学習機会の提供で関わっていると回答している。民間機関や団体の職員は、学習機会の提供と相談業務について、およそ半々と言える。

(5) 支援者の属性・立場と学習のニーズの関係【質問2と質問7】



支援者の属性に関わらず、「仲間づくり」と「余暇・レクリエーション活動」の回答が上位である。なお、社会教育施設の職員は「健康」「文化芸術」の回答の割合が高く、民間機関・公的機関の職員は、「社会生活に必要な知識・スキル」「職業生活に必要な知識・スキル」の回答の割合が高い傾向があった。

(6) 学習者への関わり方と学習を行うことに対する課題の関係【質問4と質問11】



項目数が多いため、相談業務で学習者に関わる人(n=75)と、学習機会の提供で学習者に関わる人(n=90)の2つの関わり方について、学習に対する課題についての捉え方について比較した。

結果として、ほぼ全ての項目で、相談業務に関わる人の方が、学習機会の提供に関わる人より課題として捉えている回答が多かった。

3 調査結果のまとめ

(1) 参加者が主体となる活動づくり —学習の内容について—

- ・「仲間づくり、人間関係などに関する活動」や「余暇・レクリエーション活動」が、学習者が参加意欲や学習の必要性を感じる内容において、上位となっている。
- ・学習者が学びを行うことに対する課題は、「一緒に学習する友人・仲間が少ない」が上位にあり、「仲間づくり、人間関係などに関する活動」の回答の割合が高いこととの関連が見られる。
- ・学習者の属性で比較した場合、青年と外国人では、「社会生活に必要な知識・スキル」や「職業生活に必要な知識スキル」が高い傾向にある。

(2) 多様な人が参加しやすくなる仕組み —学習の場所について—

- ・学習に関する情報の入手方法及び学習者が参加しやすい学習の場所については、インターネットの活用が上位にある。特に学習の場所については、個人の学び又は人とつながる学びの場所として、回答の割合が高い。
- ・「公民館や生涯学習センター等の公的機関」についても、学習者が参加しやすい学習の場所として、回答の割合が高い。
- ・「外国人」を対象とした学習の場所としては、「公民館や生涯学習センター等の公的機関」の回答の割合が最も高い。

(3) 関係機関等との連携

- ・支援者・ボランティアの立場のうち、学習の機会や情報の提供に取り組んでいる人の割合は他の立場と比較して少ない傾向にある。
- ・相談業務で学習者に関わる人は、学習機会の提供・学習支援で学習者に関わる人と比較して、学習に関する情報や学習の機会が少ないと回答している割合が高い。